

# 桜川市地域防災計画

【資料編】

令和2年3月

茨城県 桜川市



# 目 次

<b>1</b>	<b>総則</b>	<b>1</b>
1-1	防災関係機関窓口	1
(1)	県	1
(2)	市町村	5
(3)	消防本部	7
(4)	指定行政機関及び指定地方行政機関	8
(5)	指定公共機関及び指定地方公共機関	10
(6)	自衛隊	11
1-2	茨城県防災会議条例	12
1-3	茨城県防災会議運営規定	13
1-4	茨城県災害対策本部条例	15
1-5	茨城県災害対策本部条例施行規則	16
(1)	地震災害の配備体制	20
(2)	風水害の配備体制	20
1-6	茨城県災害本部事務局の組織・運営に関する規則	21
1-7	茨城県災害警戒本部規程	24
1-8	防災関連連絡先	26
1-9	桜川市防災会議規程	28
1-10	桜川市災害対策本部規程	29
1-11	桜川市災害対策本部条例	37
<b>2</b>	<b>協定及び広域応援</b>	<b>38</b>
<b>3</b>	<b>地震に係る基礎データ</b>	<b>41</b>
3-1	気象庁震度階級	41
3-2	地震の震度階級解説表	43
<b>4</b>	<b>情報通信</b>	<b>47</b>
4-1	茨城県防災情報ネットワークシステム構成図	47
(1)	茨城県防災通信システム多重回線経路図（将来計画含む）	47
4-2	非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関	48
4-3	非常・緊急用電報の内容等	49
4-4	消防本部（署）無線基地局	50
<b>5</b>	<b>避難施設</b>	<b>51</b>
5-1	指定緊急避難場所	51
5-2	指定避難所	51
5-3	福祉避難所	51
<b>6</b>	<b>危険箇所等</b>	<b>52</b>
6-1	道路冠水危険箇所一覧	52
6-2	土石流危険渓流一覧表	52
6-3	重要水防区域評定基準	53
(1)	直轄管理区域	53
(2)	県管理区域	54
6-4	市町村別土砂災害危険箇所	54
6-5	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）自然斜面、人口斜面	55
6-6	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	56

6-7	土石流危険渓流一覧表	57
6-8	土石流危険渓流Ⅱ一覧表	59
6-9	山地災害危険地区	61
	(1) 山腹崩壊危険地区	61
	(2) 地すべり危険地区	61
	(3) 崩壊土砂流出危険地区	62
<b>7</b>	<b>危険物施設・毒性ガス</b>	<b>63</b>
7-1	危険物製造所等の現況	63
	(1) 給油取扱所(営業用)一般取扱所併設	63
	(2) 煙火製造所	71
	(3) 危険物製造所等の現況	71
7-2	火薬等取締対象施設の現況	72
<b>8</b>	<b>自動車保有状況</b>	<b>73</b>
<b>9</b>	<b>災害時医療・災害時要援護者</b>	<b>76</b>
9-1	広域災害・救急医療情報システム参加医療機関(緊急告示医療機関)	76
9-2	病院一覧	76
9-3	医療品供給施設(薬剤師)	77
9-4	歯科診療所一覧	78
<b>10</b>	<b>保健・衛生</b>	<b>79</b>
10-1	ごみ処理施設	79
	(1) ごみ焼却施設	79
	(2) 粗大ごみ処理施設	79
10-2	し尿処理施設	79
10-3	火葬場	79
<b>11</b>	<b>備蓄</b>	<b>80</b>
11-1	県西地区防災活動拠点防災備蓄一覧	80
<b>12</b>	<b>災害救助法の適用</b>	<b>81</b>
12-1	災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	81
12-2	災害救助法適用基準世帯数一覧表及び被害状況報告表	84
<b>13</b>	<b>河川及び水防</b>	<b>85</b>
13-1	各河川の水位標の位置、通報水位、警戒水位(法10条3)	85
<b>14</b>	<b>文教施設</b>	<b>86</b>
14-1	教育施設	86
	(1) 学校施設	86
	(2) 給食センター	86
	(3) 認定こども園	86
	(4) 幼稚園	86
14-2	学校別児童数	87
	(1) 各小学校別児童数	87
	(2) 各中学校別児童数	87

<b>15 文化財</b> .....	<b>88</b>
15-1 国指定重要文化財 .....	88
15-2 県指定文化財 .....	88
15-3 市指定文化財 .....	90
<b>16 消防団・消防車輛保有状況等</b> .....	<b>92</b>
16-1 各消防団の担当地区 .....	92
16-2 消防車輛保有状況 .....	93
<b>17 臨時ヘリコプター発着場</b> .....	<b>94</b>
<b>様式等</b> .....	<b>95</b>
1 災害発生即報 .....	95
2 出動職員報告書 .....	96
3 放送申込書 .....	97
4 現地調査書 .....	98
5 災害概況即報 .....	99
(1) 被害状況等の判定基準 .....	105
6 公共土木施設被害等 .....	109
7 教育施設被害状況 .....	109
8 市有財産被害報告 .....	110
9 はん濫河川被害報告 .....	110
10 農業被害状況 .....	111
11 農産物被害状況 .....	111
12 商工業被害状況 .....	112
13 災害応急処理報告書 .....	113
14 家屋被害調査票 .....	114
15 自衛隊災害派遣要請書 .....	115
16 災害派遣要請書 .....	116
17 自衛隊災害派遣撤収要請書 .....	117
18 市町村への応援要請書 .....	118
19 消防応援要請書 .....	119
20 避難所開設状況 .....	120
21 避難状況一覧 .....	121
22 避難者名簿 .....	122
23 消耗品受払簿 .....	123
24 応急食糧受給者名簿 .....	124
25 食糧・物資調達台帳 .....	125
26 避難所日誌 .....	126
27 義援金受付簿 .....	127
28 義援物資受付簿 .....	127
29 義援金品受領書 .....	128
30 避難所生活状況報告書 .....	129
31 運転日誌 .....	130
32 緊急輸送車両確認申請書 .....	131
33 緊急輸送車両標章 .....	132
34 緊急通行車両確認証明書 .....	133
35 トリアージ・タグ .....	134
36 罹災証明書 .....	135
37 り災台帳 .....	138
38 物資支給・配布状況書 .....	139



# 1 総則

## 1-1 防災関係機関窓口

### (1) 県

#### ア 本 庁

代表 029(301)1111

部局等名	課 名	電 話 番 号
	広 報 広 聴 課	ダイヤルイン(301)2113 防600-82411
総 務 部	総 務 課	〃 (301)2235 〃 600-82412 FAX 600-8310
	管 財 課	〃 (301)2375 〃 600-82414
企 画 部	企 画 課	〃 (301)2514 〃 600-82415 FAX 600-8315
生活環境部	生 活 文 化 課	〃 (301)2819 〃 600-82420 〃 600-8320
	防 災 危 機 管 理 課	〃 (301)2885 〃 600-82402 〃 600-8300
	原 子 力 安 全 対 策 課	〃 (301)2922 〃 600-82421 〃 600-8321
	環 境 対 策 課	〃 (301)2966
保健福祉部	厚 生 総 務 課	〃 (301)3129 防600-82425 FAX 600-8325
	医 療 対 策 課	〃 (301)3186
	保 健 予 防 課	〃 (301)3219 防600-82427
商工労働部	産 業 政 策 課	〃 (301)3520 〃 600-82430 FAX 600-8330
	産 業 技 術 課	〃 (301)3574 〃 600-82431
農林水産部	農 政 企 画 課	〃 (301)3823 〃 600-82435 FAX 600-8335
	農 業 経 済 課	〃 (301)3866 〃 600-82436
	林 業 課	〃 (301)4045 〃 600-82437
	水 産 振 興 課	〃 (301)4114 〃 600-82438
	農 村 計 画 課	〃 (301)4145 〃 600-82439
土 木 部	企 画 室	〃 (301)4316 〃 600-82440 FAX 600-8340
	監 理 課	〃 (301)4321 〃 600-82440 〃 600-8340
	道 路 維 持 課	〃 (301)4459 〃 600-82441
	河 川 課	〃 (301)4490 〃 600-82442 FAX 600-8341
	港 湾 課	〃 (301)4526 〃 600-82443
	下 水 道 課	〃 (301)4679 〃 600-82444
企 業 局	総務課企画経営室	〃 (301)4933
教 育 庁	総 務 課	〃 (301)5114 防600-82455
警 察 本 部	警 備 部 警 備 課	〃 (301)0110 (代) 内線 5751 防600-82460

※ 勤務時間外緊急連絡窓口

防災危機管理課 N T T 029(301)8800 防600-82596 F A X 600-8300

県庁守衛室 029(301)5950

注 表中防は茨城県防災行政無線電話番号、F A Xは同無線のファクシミリの番号の意である。

なお、県庁からは 衛星系 829-局番-××××、地上系 82-局番-××××

県出先等は 衛星系 9-局番-××××、地上系 8-局番-××××となる(以下同じ)。

イ 出先機関

区 分	機 関 名	電 話 番 号
県 民 センター	県 北 県 民 セ ン タ ー	0294-80-3322 内線 260 防606-8410 (県民福祉課) FAX 0294-80-3323
		0294-80-3321 内線 251 (地域福祉室)
		0294-80-3355 " 282 (環境・保安課)
		0294-80-3344 " 270 (建築指導課)
	鹿 行 "	0291-33-4110 内線 501 防602-8410 (県民福祉課) FAX602-8300
		0291-33-6057 内線 521 (環境・保安課)
		0291-33-4113 " 581 (建築指導課)
	県 南 "	029-822-7010 内線 310 防603-8410 (県民福祉課) FAX603-8300
		029-822-8516 " 420 (地域福祉室)
		029-822-8364 " 360 (環境・保安課)
		029-822-8519 " 210 (建築指導課)
	県 西 "	0296-24-9061 内線 201 防604-8410 (県民福祉課) FAX604-8300
		0296-24-9155 " 202 (地域福祉室)
		0296-24-9127 " 231 (環境・保安課)
		0296-24-9149 " 221 (建築指導課)
	保健所等	水 戸 保 健 所
ひたちなか "		029-265-5515 " 674 ( " )
常陸大宮 "		0295-52-1157 " 675 ( " )
日 立 "		0294-22-4188 " 676 ( " )
鉾 田 "		0291-33-2158 " 602-8454 ( " )
潮 来 "		0299-66-2114 " 677 ( " )
龍ヶ崎 "		0297-62-2161 " 678 ( " )
土 浦 "		029-821-5342 " 679 ( " )
つくば "		029-851-9287 " 680 ( " )
筑 西 "		0296-24-3911 " 681 ( " )
常 総 "		0297-22-1351 " 682 ( " )
古 河 "		0280-32-3021 " 683 ( " )
県立中央病院		0296-77-1121 " 623-409 FAX623-300
県立医療大学付属病院		029-840-2101 " 684 (FAX 兼用)
家畜保健 衛生所	県北家畜保健衛生所	029-225-3241
	鹿 行 "	0291-33-4111 防602-8457
	県 南 "	029-822-8511 " 603-8457
	県 西 "	0296-52-0345

区 分	機 関 名	電 話 番 号	
土地改良事務所	水戸土地改良事務所	029-224-3411 防601-8460 FAX 226-6871 (NTT)	
	常陸太田 "	0294-80-3353 " 80-3358 ( " )	
	高 萩 "	0293-22-2379 " 24-4660 ( " )	
	鉾 田 "	0291-33-2146 " 3-2149 ( " )	
	稲 敷 "	029-892-2411 " 92-2345 ( " )	
	土 浦 "	029-822-5045 " 24-5022 ( " )	
	筑 西 "	0296-24-2211 防604-8460 " 22-2681 ( " )	
	境 "	0280-87-0822 " 87-0825 ( " )	
	霞ヶ浦用水事業推進事務所	0296-44-5161 " 44-5163 ( " )	
農 林事務所等	県北農林事務所	0294-80-3300 FAX0294-80-3304	
	高萩土地改良事務所	0293-22-2379 " 0293-24-4660	
	県央農林事務所	029-221-3012 " 029-225-9254	
	鹿 行 "	0291-33-6284 " 0291-33-4264	
	県 南 "	029-822-0841 " 029-822-8063	
	稲敷土地改良事務所	029-892-2411 " 029-892-2435	
	県西農林事務所	0296-24-9307 " 0296-25-3074	
	境土地改良事務所	0280-87-0822 " 0280-87-0825	
土木事務所	水 戸 土 木 事 務 所	029-225-4316 防601-8441 FAX 601-8340	
	常陸大宮 "	0295-52-3151 " 605-8441 " 605-8340	
	大 子 工 務 所	0295-72-1713 " 625-409 " 625-300	
	常陸太田工事事務所	0294-80-3360 " 606-8441 FAX 606-8340	
	高 萩 "	0293-22-2175 " 607-8441 " 607-8340	
	鉾 田 "	0291-33-2141 " 608-8441 " 608-8340	
	潮 来 土 木 事 務 所	0299-62-3724 " 609-8441 " 609-8340	
	土 浦 "	029-822-4340 " 611-8441 " 611-8340	
	筑 西 "	0296-24-9252 " 604-8441 " 604-8340	
	常 総 工 事 事 務 所	0297-42-2621 " 612-8441 " 612-8340	
	境 "	0280-87-1233 " 613-8441 " 613-8340	
	龍ヶ崎 "	0297-65-3411 " 610-8441 " 610-8340	
港湾事務所	茨城港湾事務所(日立港区)	0294-52-4000 防626-409 FAX 626-300	
	" (常陸那珂港区)	029-270-2111 " 627-409 " 627-300	
	" (大洗港区)	029-267-2700 " 628-409 " 628-300	
	鹿島 "	0299-92-2111 " 629-409 " 629-300	
下水道事務所	鹿 島 下 水 道 事 務 所	0299-96-2617 " 630-409 " 630-300	
	霞ヶ浦流域 "	029-823-1621 " 632-409 " 632-300	
	利根流域 "	0297-68-3301 " 633-409 " 633-300	
	那珂久慈流域 "	029-285-7760 " 631-409 " 631-300	
	県西流域 "	0296-44-9335 " 634-409 " 634-300	
ダム建設事務所	那珂水系ダム建設事務所	029-288-2960~1 防639-403 " 639-300	
	ダム管理事務所	藤井川 ダ ム	029-288-3829 防640-402 " 640-300
		飯 田 "	0296-72-7950 " 642-401 " 642-300
		竜 神 "	0293-87-0653 " 641-402 " 641-300

区 分	機 関 名	電 話 番 号
水道事務所 等	県 南水道事務所	029-821-3945 // 650-402 // 650-300
	鹿 行 //	0299-82-1121 // 651-402 // 651-300
	( 鱒 川 浄 水 場 )	0299-83-2551 // 658-403 // 658-300
	県 中 央水道事務所	029-295-1545 // 653-409 // 653-300
	県 西 //	0296-37-7402 // 652-402 // 652-300
	つくばへりポート管理事務所	029-857-7515 // 57-7702 ( N T T )
	利 根 川 浄 水 場	0297-73-5651 防654-404 // 654-300
	新 治 //	029-862-4485 // 655-403 // 655-300
	涸 沼 川 //	0296-78-1001 // 656-404 // 656-300
	水 海 道 //	0297-27-1410 // 657-403 // 657-300
	阿 見 //	029-889-2330 // 659-403 // 659-300

## (2) 市町村

市町村	防災担当課	電話番号	市町村	防災担当課	電話番号
水戸市	地域防災課	TEL 029-232-9152 防700-409 FAX 029-233-0523	つくば市	生活安全課	TEL 029-857-9001 防717-409 FAX 029-857-2026
日立市	生活安全課	TEL 0294-22-3287 防701-409 FAX 0294-21-7000	ひたちなか市	生活安全課	TEL 029-273-0111 (3211) 防718-409 FAX 029-271-0851
土浦市	総務課	TEL 029-826-1111 (2292) 防702-409 FAX 029-822-9252	鹿嶋市	交通防災課	TEL 0299-82-2911 (372) 防719-409 FAX 0299-84-7759
古河市	消防防災課	TEL 0280-92-3111 防787-409 FAX 0280-92-9596	潮来市	総務課	TEL 0299-63-1111 (234) 防761-409 FAX 0299-80-1100
石岡市	総務課	TEL 0299-23-1111 (255) 防704-409 FAX 0299-22-3684	守谷市	市民協働推進課	TEL 0297-45-1111 (224) 防792-409 FAX 0297-45-6526
結城市	防災交通課	TEL 0296-32-1111 (167) 防706-409 FAX 0296-33-1941	常陸大宮市	市民課	TEL 0295-52-1111 防745-409 FAX 0295-53-5415
龍ヶ崎市	交通防災課	TEL 0297-64-1514 防707-409 FAX 0297-60-1583	那珂市	生活安全課	TEL 029-298-1111 (445) 防743-409 FAX 029-298-1357
下妻市	市民安全課	TEL 0296-43-2111 防708-409 FAX 0296-44-7833	筑西市	消防防災課	TEL 0296-22-5790 防705-409 FAX 0296-24-7333
常総市	総務課	TEL 0297-23-2111 (236) 防709-409 FAX 0297-23-1848	坂東市	交通防災課	TEL 0297-35-2121 防715-409 FAX 0297-35-8201
常陸太田市	総務課	TEL 0294-72-3111 (339) 防710-409 FAX 0294-72-3002	稲敷市	生活環境課	TEL 029-892-2000 防770-409 FAX 029-894-2461
高萩市	総務課	TEL 0293-23-2119 防711-409 FAX 0293-24-0636	かすみがうら市	総務課	TEL 0299-59-2111 防775-409 FAX 0299-59-2130
北茨城市	総務課	TEL 0293-43-1111 (338) 防712-409 FAX 0293-43-1108	桜川市	生活安全課	TEL 0296-75-3111 (2288) 防741-409 FAX 0296-75-3021
笠間市	総務課	TEL 0296-77-1101 防738-409 FAX 0296-78-0612	神栖市	防災安全課	TEL 0299-90-1149 防757-409 FAX 0299-90-4917

市町村	防災担当課	電話番号	市町村	防災担当課	電話番号
取手市	安全安心 対策課	TEL 0297-74-2141(1181) 防714-409 FAX 0297-73-3450	行方市	総務課	TEL 0299-72-0811(216) 防759-409 FAX 0299-72-2174
牛久市	交通防災課	TEL 029-873-2111(1681) 防716-409 FAX 029-874-0421	鉾田市	総務課	TEL 0291-33-2111 防755-409 FAX 0291-32-4443
つくばみらい 市	総務課	TEL0297-58-2111 防777-409 FAX 0297-58-5611	美浦村	総務課	TEL 029-885-0340 防765-409 FAX 029-885-4953
小美玉市	地域振興課	TEL 0299-48-1111 防732-409 FAX 0299-48-1199	阿見町	町民活動 推進課	TEL 029-888-1111 防766-409 FAX 029-887-9560
茨城町	みどり環境課	TEL 029-240-7135 防730-409 FAX 029-292-8035	河内町	総務課	TEL 0297-84-2111 防769-409 FAX 0297-84-4357
大洗町	生活環境課	TEL 029-267-5111 防737-409 FAX 029-266-3577	八千代町	総務課	TEL 0296-48-1665 防784-409 FAX 0296-48-0161
城里町	総務課	TEL 029-288-3111 防734-409 FAX 029-288-3113	五霞町	総務課	TEL 0280-84-1111 防788-409 FAX 0280-84-1478
東海村	原子力対策課	TEL 029-287-0832 防742-409 FAX 029-270-4418	境 町	生活安全課	TEL 0280-81-1308 防791-409 FAX 0280-87-5872
大子町	総務課	TEL 0295-72-1114 防752-409 FAX 0295-72-1167	利根町	総務課	TEL 0297-68-2211 防794-409 FAX 0297-68-7990

## (3) 消防本部

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
水戸市消防本部	029-221-0111 ☎800-409 F A X800-300	茨城町消防本部	029-292-1515 ☎808-409 F A X808-300
日立市消防本部	0294-24-0119 ☎801-409 F A X801-300	大洗町消防本部	029-266-1119 ☎809-409 F A X809-300
土浦市消防本部	029-821-0119 ☎802-409 F A X802-300	東海村消防本部	029-282-2038 ☎810-409 F A X810-300
石岡市消防本部	0299-23-0119 ☎803-409 F A X803-300	大子町消防本部	0295-72-0119 ☎811-409 F A X811-300
常陸太田市消防本部	0294-73-0119 ☎804-409 F A X804-300	阿見町消防本部	029-887-0119 ☎812-409 F A X812-300
高萩市消防本部	0293-22-0119 ☎815-409 F A X815-300	鹿島地方事務組合 消 防 本 部	0299-96-0119 ☎816-409 F A X816-300
北茨城市消防本部	0293-42-0161 ☎805-409 F A X805-300	茨城西南地方広域市町村圏 事務組合消防本部	0280-47-0119 ☎819-409 F A X819-300
笠間市消防本部	0296-73-0119 ☎826-409 F A X826-300	筑西広域市町村圏 事務組合消防本部	0296-20-0119 ☎820-409 F A X820-300
取手市消防本部	0297-74-0119 ☎806-409 F A X806-300	常総地方広域市町村圏 事務組合消防本部	0297-23-0119 ☎822-409 F A X822-300
つくば市消防本部	029-851-0119 ☎821-409 F A X821-300	鹿行広域事務組合 消 防 本 部	0291-34-2119 ☎823-409 F A X823-300
ひたちなか市消防本部	029-273-0211 ☎807-409 F A X807-300	稲敷地方広域市町村圏 事務組合消防本部	0297-64-3743 ☎824-409 F A X824-300
常陸大宮市消防本部	0295-54-0119 ☎818-409 F A X818-300		
那珂市消防本部	029-295-2111 ☎817-409 F A X817-300		
かすみがうら市消防本部	0299-59-5111 ☎825-409 F A X825-300		
小美玉市消防本部	0299-58-4541 ☎827-409 F A X827-300		

## (4) 指定行政機関及び指定地方行政機関

機 関 名		防 災 担 当 課	電 話 番 号		
			代 表	内 線	直 通
指 定 行 政 機 関	内 閣 府	政策統括官付参事官 (防災総括担当) (災害応急対策担当) (地震・火山対策担当)	03-5253-2111	51203 51305 51403	03-3501-5408 03-3501-5695 03-3501-5693
	国家公安委員会 警察庁	警 備 局 警 備 課	03-3581-0141	5761~4	
	防 衛 省	運 用 局 運 用 課	03-3408-5211	2043	
	金 融 庁	企 画 総 務 局 総 務 課	03-3506-6000		
	総 務 省	大 臣 官 房 総 務 課	03-5253-5111		
	消 防 庁	消 防 ・ 救 急 課 防 災 課 応 急 対 策 室 特 殊 災 害 室 宿 直 室	03-5253-5111	7610 7760 7860 7910	03-5253-7522 03-5253-7525 03-5253-7527 03-5253-7528 03-5253-7777
	法 務 省	大 臣 官 房 秘 書 課 広 報 室	03-3580-4111		
	外 務 省	大 臣 官 房 総 務 課	03-3580-3311		
	財 務 省	大 臣 官 房 審 議 官 室	03-3581-4111		
	文 部 科 学 省	文 教 施 設 部 施 設 企 画 課	03-3581-4211		
	文 化 庁	総 務 課	03-3581-4211		
	厚 生 労 働 省	大 臣 官 房 総 務 課	03-3503-1711	2151	03-3591-9574
	農 林 水 産 省	経 営 局 経 営 政 策 課	03-3502-8111	5132	03-3502-6442
	経 済 産 業 省	大 臣 官 房 企 画 課	03-3501-1511		
	資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	総 務 課	03-3501-1511		
	原 子 力 安 全 ・ 保 安 院	企 画 調 整 課	03-3501-1511		
	中 小 企 業 庁	官 房 総 務 課 災 害 対 策 室	03-3501-1511		
	国 土 交 通 省	河 川 局 防 災 課	03-5253-8111		
	国 土 地 理 院	企 画 部 企 画 調 整 課	0298-64-1111	3123・ 3127	
	気 象 庁	総 務 部 企 画 課	03-3212-8341	2228	03-3211-4966
海 上 保 安 庁	警 備 救 難 部 海 上 防 災 課	03-3580-3111			
環 境 省	大 臣 官 房 総 務 課	03-3581-3351			

機 関 名		防 災 担 当 課	電 話 番 号		
			代 表	内 線	直 通
指 定 地 方 行 政 機 関	関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	048-600-6000	5541・5532	
	関東総合通信局	無線通信部私設第一課			03-3243-8668
	関東財務局 水戸財務事務所	総 務 課	029-221-3188		
	水戸原子力事務所	放 射 線 監 視 係	029-224-3830		
	関東信越厚生局	総 務 課	048-740-0711		048-740-0705
	茨城労働局	安 全 衛 生 課	029-224-6211	231	029-224-6215
	関東農政局	農 産 課	048-600-0600	3313	048-740-0154
	関東農政局 茨城農政事務所	総 務 課	029-221-2184	320	
	関東森林管理局	企 画 調 整 室			027-210-1150
	茨城森林管理署	総 務 課	050-3160-6005		
	関東経済産業局	総 務 課			048-600-0213
	関東東北産業保安 監督 部	管 理 課			048-600-0433
	関東地方整備局	防 災 課	048-601-3151	3411	048-600-1333
	〃	港 湾 空 港 部 総 務 室	045-211-7406	5719	045-211-7406
	常陸河川国道事務所	調 査 第 一 課	0294-72-1151	351	0294-72-3171
	〃	港 湾 空 港 部 総 務 室	045-211-7406	5719	045-211-7406
	〃 水戸庁舎	道 路 管 理 第 二 課	029-241-1301	441	029-244-6346
	鹿島港湾・空港 整備事務所	総 務 課			0299-84-7711
	関東運輸局	総 務 部 総 務 課			045-211-7204
	茨城運輸支局	輸 送 監 査 担 当			029-247-5244
成田空港事務所	総 務 課			0476-32-6547	
水戸地方气象台	防 災 業 務 課			029-224-1106	
茨城海上保安部	警 備 救 難 課			029-262-4304	

## (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関		電話番号	機 関		電話番号
指 定 公 共 機 関	郵便事業株式会社 水戸支店総務課	029-224-7138	指 定 地 方 公 共 機 関	茨城県土地改良 事業団体連合会	029-225-5651
	郵便局株式会社関東支社 企画部総務課	048-600-2006		(社)茨城県医師会	029-241-8446
	日本銀行水戸事務所	029-224-2734		(社)茨城県歯科医師会	029-252-2561
	日本赤十字社 茨城県支部	029-241-4516		(社)茨城県薬剤師会	029-225-9393
	日本放送協会水戸放送局	029-232-9885		(社)茨城県看護協会	029-221-6900
	東日本高速道路株式会社 関東支社	048-757-5161		利根川水系県南 水防事務組合	0297-82-3011
	(独)水資源機構 利根川下流総合管理所	0299-79-3311		飯沼反町水除堤 水害予防組合	0297-44-2013
	(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	029-282-1111		茨城交通(株)	029-251-2331
	(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所	029-282-5111		日立電鉄交通サービス(株)	0294-22-2161
	東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	029-225-3140		関東鉄道(株)	029-822-3710
	日本貨物鉄道(株) 水戸営業支店	029-227-2113		鹿島臨海鉄道(株)	029-267-5200
	東日本電信電話株式会社 茨城支店	029-232-4825		(社)茨城県トラック協会	029-243-1422
	東京ガス(株) 日立支社	0294-22-4131		東部ガス(株)	029-231-2241
	日本通運(株)水戸支社	029-224-3113		東日本ガス(株)	0297-72-3165
	東京電力(株)茨城支店	029-387-3600		筑波学園ガス(株)	029-857-3187
	日本原子力発電(株) (東海発電所)	029-282-1211		美浦ガス(株)	029-885-1221
	K D D I (株)水戸支店	029-228-6671		(社)茨城県高圧ガス保安協会	029-225-3261
	(株)エヌ・ティ・ティ・ ドコモ茨城支店	029-222-5285		(株)茨城新聞社	029-221-3121
				(株)茨城放送	029-244-2121
				(福)茨城県社会福祉協議会	029-241-1133
		首都圏新都市鉄道(株)	03-3839-7352		
		ジェイアールバス関東(株)	03-5334-0861		
		(社)茨城県バス協会	029-247-6603		

## (6) 自衛隊

部 隊 (駐屯地)	防災担当課	電 話 番 号
陸上自衛隊第1施設団 (古 河)	第3科 勤務時間外 当直長	0280-32-4141 内線 236 " 203 (時間外) ☎767-403
陸上自衛隊施設学校 (勝 田)	警備課 勤務時間外 駐屯地 当直司令	029-274-3211 内線 234 " 302 (時間外)
陸上自衛隊武器学校 (土 浦)	警備課 勤務時間外 駐屯地 当直司令	029-887-1171 内線 285 " 302 (時間外)
陸上自衛隊関東補給処 (霞ヶ浦)	警備課 勤務時間外 駐屯地 当直司令	029-842-1211 内線 2410 " 2302 (時間外)
航空自衛隊第7航空団 (百 里)	防衛班 勤務時間外 基 地 当直幹部	0299-52-1331 内線 231 " 215 (時間外)

## 1 - 2 茨城県防災会議条例

# 茨 城 県 防 災 会 議 条 例

〔昭和 37 年 10 月 6 日  
茨城県条例第 58 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 15 条第 8 項の規定に基づき、茨城県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 法第 15 条第 5 項の委員のうち、次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事とその部内の職員のうちから指名する者 20 人以内
- (2) 市町村及び消防機関の長のうちから知事が選任する者 4 人以内
- (3) 県地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから知事が任命する者 20 人以内

2 防災会議に専門の事項を調査させるため必要に応じ専門委員をおく。

3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、その職を失うものとする。

(幹事)

第 3 条 防災会議に幹事若干名をおく。

2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 4 条 防災会議は、必要に応じ部会をおく。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部長をおき、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(議事)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 1 - 3 茨城県防災会議運営規定

### 茨城県防災会議運営規程

〔昭和38年3月15日〕  
〔茨城県防災会議規程第1号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県防災会議条例（昭和37年茨城県条例第58号。以下「条例」という。）

第5条の規定に基づき茨城県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、条例第2条第1項第1号の委員のうち次に掲げる者がその職務を代理する。

- (1) 副知事
- (2) 生活環境部長
- (3) 生活環境部危機管理監

2 前項に掲げる者が会長を代理する順位は、同項各号の順序による。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、防災会議（以下「会議」という。）の議長となる。

(代理出席)

第4条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第5条 防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事項を会長において専決処分することができる。

2 次に掲げる事項については、会長において専決処分するものとする。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 茨城県災害対策本部の設置に関すること。
- (4) 市町村地域防災計画の作成又は修正についての意見に関すること。

3 前2項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。

(議事録)

第6条 会議の議事録は、事務局において作成する。

2 会議の議事録に署名する委員は2名とし、議長が会議において指名するものとする。

(部会)

第7条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、部会の経過及び結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第8条 会長は、会議の運営について必要があるときは、幹事会を開催することができる。

(委員の異動等の報告)

第9条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第5項第1号から第4号まで並びに条例第2条第1項第2号及び第3号の委員が勤務所の異動等により変更があったときは、委員である前任者は、後任者の職氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 防災会議の庶務は、茨城県生活環境部防災危機管理課において処理する。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和38年3月1日から適用する。

(略)

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 1 - 4 茨城県災害対策本部条例

### 茨城県災害対策本部条例

〔昭和38年3月22日〕  
〔茨城県条例6号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、茨城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総轄し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもってあてる。

3 副本部長は、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部に部をおく。

2 部に部長をおく。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

## 1 - 5 茨城県災害対策本部条例施行規則

### 茨城県災害対策本部条例施行規則

〔昭和 58 年 3 月 31 日〕  
〔茨城県規則第 16 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県災害対策本部条例（昭和 38 年茨城県条例第 6 号）第 5 条の規定に基づき、茨城県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「出先機関」とは、茨城県行政組織条例（昭和 38 年茨城県条例第 45 号）第 3 章に規定する行政機関等、茨城県行政組織規則（昭和 42 年茨城県規則第 46 号。以下「行政組織規則」という。）第 4 章第 1 節に規定する機関、茨城県企業局組織規程（昭和 42 年茨城県企業管理規程第 1 号）第 5 条及び第 5 条の 2 に規定する事務所、水質管理センター及び支所等、茨城県病院局組織規程（平成 18 年茨城県病院事業管理規程第 1 号）第 5 条に規定する病院並びに茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年茨城県委員会規則第 3 号）第 17 条に規定する教育事務所をいう。

(災害対策本部員その他の本部職員)

第 3 条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 行政組織規則第 13 条第 1 項に規定する部長
- (2) 政策審議監
- (3) 知事公室長
- (4) 地域支援局長
- (5) 科学技術振興監
- (6) 会計管理者
- (7) 企業局長
- (8) 病院事業管理者
- (9) 教育長
- (10) 警察本部長
- (11) その他知事が指定する職にある者

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び本部員以外の本部の職員は、次に掲げる機関に所属する職員をもって充てる。

- (1) 知事部局
- (2) 企業局
- (3) 病院局
- (4) 教育庁

(5) 警察本部

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置き、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部会議は、災害予防及び災害応急対策（以下「災害応急対策等」という。）に関する重要な事項について審議決定し、その実施を推進する。

3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(本部事務局)

第5条 本部に本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本部の運営に関すること。

(2) 災害応急対策等に係る各部間の連絡調整に関すること。

(3) 気象等予警報その他の情報の収集、伝達及び整理に関すること。

(4) 災害に関する情報の収集、伝達及び整理に関すること。

(5) 市町村及び防災関係機関等との連絡調整に関すること。

(6) 災害広報に関すること。

(7) 国への報告に関すること。

(8) 国への要望及び陳情に関すること。

(9) その他災害応急対策等の実施に必要な事項に関すること。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(部の設置及び分掌事務)

第6条 本部に、次に掲げる部を置く。

(1) 総務部

(2) 企画部

(3) 生活環境部

(4) 保健福祉部

(5) 商工労働部

(6) 農林水産部

(7) 土木部

(8) 会計部

(9) 企業部

(10) 地方部

(11) 東京連絡部

(12) 教育部

(13) 警備対策部

2 部の分掌事務は、次のとおりとする。

部	分 掌 事 務
総 務 部	1 本部の職員の動員に関する事。 2 本部の職員の給食、休養及び健康管理等に関する事。 3 災害対策本部室等の設備及び電力の確保に関する事。 4 り災者に対する県税の減免等に関する事。 5 り災市町村の行・財政運営の助言に関する事。 6 災害関係の予算に関する事。
企 画 部	開発関係の災害対策に関する事。
生活環境部	1 災害対策に関する事。 2 自衛隊災害派遣の要請に関する事。 3 緊急輸送車両の確保に関する事。 4 原子力関係の災害対策に関する事。 5 災害時の廃棄物の処理対策に関する事。
保健福祉部	1 民生関係の災害対策に関する事。 2 医療及び防疫に関する事。 3 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく応急救助に関する事。 4 ボランティアに関する事。
商工労働部	商工労働関係の災害対策に関する事。
農林水産部	農林水産関係の災害対策に関する事。
土 木 部	1 水防対策に関する事。 2 土木建築関係の災害対策に関する事。
会 計 部	災害に係る経費の支出に関する事。
企 業 部	県営の工業用水道及び上水道の災害対策に関する事。
地 方 部	災害情報、災害対策等の市町村との連絡に関する事。
東京連絡部	災害情報、災害対策等の中央関係機関との連絡に関する事。
教 育 部	教育関係の災害対策に関する事。
警備対策部	災害警備に関する事。

(本部付、部長、次長及び部付)

第 7 条 本部に本部付を、部に部長を、並びに必要な部に次長及び部付を置く。

2 本部付は、政策審議監、知事公室長、科学技術振興監及び病院事業管理者をもって充てる。

3 部長は別表 1 の部長欄に掲げる職にある者を、次長は同表の次長欄に掲げる職にある者を、部付は同表の部付欄に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部付その他部に属さない職員は、本部長が特に命ずる事項を処理する。

5 部長は部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 次長は、部長を補佐する。

7 部付は、部長が特に命ずる事項を処理する。

(班の設置及び分掌事務等)

第 8 条 部に別表第 1 に掲げる班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第 1 分掌事務の欄に掲げるとおりとする。

- 3 班に班長及び班員を置く。
- 4 班長は、別表第1の班長欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 班員は、別表第1の班員欄に掲げる職員をもって充てる。ただし、部長は、必要に応じ別表第1の班員欄に掲げる職員以外の職員を班員とすることができる。
- 7 班員は、担当事務に従事する。

(現地災害対策本部の設置及び分掌事務)

第9条 本部長は、災害の状況等により必要と認めるときは、被災地に近い場所に現地災害対策本部を置くものとする。

- 2 現地災害対策本部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 現地における災害応急対策の連絡調整に関すること。
  - (2) 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること。
  - (3) その他本部長から特に命ぜられたこと。

(地方機関の設置)

第10条 本部に地方機関を置く。

- 2 地方機関は、出先機関のうち知事が指定するものをもって充てる。
- 3 地方機関は、当該地方における災害応急対策等を実施する。
- 4 地方機関の組織及び分掌事務に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(配備体制)

第11条 地震災害又は風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって本部が設置されていないときは、別表第2の配備基準に従い連絡配備、事前配備1又は事前配備2の体制をとるものとする。

- 2 本部長は、本部が設置されたときは、別表第2の配備基準に従い第1次、第2次又は第3次のいずれかの配備体制をとるものとする。
- 3 地震災害及び風水害以外の災害(原子力災害、コンビナート災害、林野火災等の大規模災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別に定める配備体制をとるものとする。

(特例措置)

第12条 本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、第6条から前条までの規定にかかわらず、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務並びに配備体制を定めることができる。

(委任)

第13条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(略)

付 則（平成 22 年規則第 38 号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表第 2（第 11 条）

### （1）地震災害の配備体制

区分	体制	配 備 基 準	配 備 人 員
本部が設置されていないとき	連絡配備	県内で震度 4 を記録したとき。	付表事前配備 1 の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員
	事前配備 1	県内で震度 5 弱を記録したとき又は茨城県に「津波注意」の津波注意報が発表されたとき。	付表事前配備 1 の欄に掲げるもの
	事前配備 2	県内で震度 5 強を記録したとき若しくは茨城県に「津波」の津波警報が発表されたとき又は「東海地震注意情報」を受けたとき。	付表事前配備 2 の欄に掲げるもの
本部が設置されたとき	第 1 次配備	地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は茨城県に「津波」の津波警報が発表された場合であって本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の 5 分の 1)
	第 2 次配備	県内で震度 6 弱以上を記録したとき若しくは茨城県に「大津波」の津波警報が発表されたとき又は「警戒宣言」が発令されたとき。	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の 3 分の 1)
	第 3 次配備	地震により大規模な災害が発生したとき又は茨城県に「大津波」の津波警報が発表され、大規模な災害が発生したとき。	大規模な地震災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の 2 分の 1)

### （2）風水害の配備体制

区分	体制	配 備 基 準	配 備 人 員
本部が設置されていないとき	連絡配備	大雨、洪水注意報のいずれかが県下に発表されたとき。	付表事前配備 1 の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員
	事前配備 1	大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかが県下に発表されたとき。	付表事前配備 1 の欄に掲げるもの
	事前配備 2	事前配備 1 の体制を取った場合であって相当の被害が予想される時又はその他の状況により生活環境部長が必要と認めたとき。	付表事前配備 2 の欄に掲げるもの
本部が設置されたとき	第 1 次配備	大規模な災害が発生するおそれがあるとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の 5 分の 1)
	第 2 次配備	局地的災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の 3 分の 1)
	第 3 次配備	県内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の 2 分の 1)

## 1 - 6 茨城県災害本部事務局の組織・運営に関する規則

### 茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則

〔昭和 58 年 3 月 31 日〕  
〔茨城県規則第 17 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県災害対策本部条例施行規則(昭和 58 年茨城県規則第 16 号。以下「規則」という。)第 5 条第 3 項の規定に基づき、茨城県災害対策本部事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第 2 条 事務局に別表の班名の欄に掲げる班を置き、その分掌事務は同表の分掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(職及び職務)

第 3 条 事務局に次の表の左欄に掲げる職を置き、同表中欄に掲げる者をもって充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職に充てる者	職 務
事務局長	生活環境部 危機管理監	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	生活環境部危機管理室長 生活環境部原子力対策監	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
事務局付	生活環境部企画監 危機管理専門監 防災危機管理課長 防災危機管理課副参事 原子力安全対策課長 原子力安全対策課課長補佐 (総括)	事務局長が特に命ずる事項を処理する。
班長	別表に掲げる職にある者	班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。
副班長	別表に掲げる職にある者	班長を補佐する。
班員	別表に掲げる職にある者	担当事務に従事する。

(設置場所)

第 4 条 事務局は、災害対策室又は状況により事務局長が定める場所に設置する。

(局務の開始)

第 5 条 事務局長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、直ちに局務を開始する。

(事務局職員の参集)

第 6 条 事務局職員は、休日、勤務時間外等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、状況を把握し速やかに事務局へ参集するものとする。

(班の配備人員)

第 7 条 各班の配備人員は、別表の班員の欄に掲げるとおりとする。

2 事務局長は、災害の状況により必要と認めるときは、各班の配備人員の増減について指示することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(略)

付 則 (平成20年規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

**別表 (第2条、第3条、第7条第1項)**

班 名	班 長	副班長	班 員	分 掌 事 務
総括班	防災危機管理課課長補佐(総括)	防災危機管理課員 1人 原子力安全対策課員 1人	人事課員 1人 管財課員 1人 生活文化課員 2人 防災危機管理課員 5人	1 災害対策本部会議の開催に関する こと。 2 災害対策本部及び事務局の運営に 関すること。 3 事務局各班間の連絡調整に関する こと。 4 その他事務局長から特に指示され たこと。
情報班	防災危機管理課課長補佐(防災担当)	防災危機管理課員 1人 原子力安全対策課員 1人	総務課員 1人 企画課員 1人 生活文化課員 1人 国際課員 1人 環境政策課員 1人 環境対策課員 1人 防災危機管理課員 2人 原子力安全対策課員 2人 厚生総務課員 1人 福祉指導課員 1人 医療対策課員 1人 保健予防課員 1人 産業政策課員 1人 産業技術課員 1人 農政企画課員 1人 監理課員 1人 道路維持課員 1人 河川課員 1人 港湾課員 1人 下水道課員 1人 企業局総務課員 1人 教育庁総務課員 1人 警察本部警備課員 1人	1 防災関係機関からの気象情報、電力 情報その他の災害情報の収集に関す ること。 2 事故発生事務所等からの情報収集 に関すること。 3 各部が収集した災害情報で主とし て次に掲げるものの収集に関するこ と。 (1) 河川、ダム砂防、道路及び港湾・ 漁港関係情報 (2) 農林水産関係情報 (3) 商業及び工業関係情報 (4) 災害救助、医療、防疫等関係情報 (5) 教育関係情報 (6) 警察関係情報 4 災害情報の各部等への伝達に関す ること。 5 防災行政無線の管理及び運営に関 すること。 6 災害情報の整理記録に関すること。 7 災害関係資料の作成に関すること。

班名	班長	副班長	班員	分掌事務
対策班	防災危機管理課課長補佐(消防担当)	危機管理室員 1人 防災危機管理課員 1人 原子力安全対策課員 2人 (原子力安全対策課員のうち1人については、避難対策が必要な場合に限る。)	各部局企画員 8人 防災危機管理課員 3人 教育庁総務課員 1人 市町村課員 1人 生活文化課員 1人 国際課員 1人 危機管理室員 1人 原子力安全対策課員 1人 厚生総務課員 1人 障害福祉課員 1人 教育庁総務課員 1人 警察本部交通規制課員 1人 (防災危機管理課員のうち1人及び市町村課員から警察本部交通規制課員までについては、避難対策が必要な場合に限る。)	1 国(現地対策本部を含む。)及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 各部間の連絡調整に関すること。 3 避難対策が必要な場合における避難に係る連絡調整に関すること。 4 避難対策が必要な場合における救助物資、資材等の輸送に係る連絡調整に関すること。 5 原子力災害時における避難地域内住民の輸送に係る連絡調整に関すること。 6 その他事務局長から特に指示されたこと。
原子力対策班	原子力安全調整監	原子力安全対策課課長補佐(防災・監視担当) 原子力安全対策課員 1人		
広報班	広報広聴課長	広報広聴課課長補佐(報道担当) 広報広聴課課長補佐(広聴担当) 広報広聴課課長補佐(広報編集担当)	広報広聴課員 7人	1 災害に係る緊急広報(ラジオ及びテレビを利用して緊急に行う必要のある広報をいう。)に関すること。 2 災害に係る一般広報に関すること。 3 災害状況の撮影等に関すること。 4 災害に係る広聴及び県民の苦情、陳情、相談等の処理に関すること。
陳情班	政策監 1人	主任政策員 3人	政策員 4人 秘書課員 1人	1 政府、国会等への要望及び陳情に関すること。 2 国の機関、国会議員等の視察、調査に関すること。
機動班	生活環境部長が別に定める。			1 被災地における支援活動に関すること。 2 その他事務局長から特に指示されたこと。

備考 機動班を除く班の副班長(防災危機管理課員の場合に限る。)及び班員については、その所属する各課の長が指名する。ただし、陳情班の班長、副班長又は班員となる政策監、主任政策員及び政策員については、政策審議監が指名する。

## 1 - 7 茨城県災害警戒本部規程

### 茨城県災害警戒本部規程

平成 18 年 4 月 1 日  
茨城県訓令第 10 号  
茨城県企業局訓令第 3 号  
茨城県病院局訓令第 1 号  
茨城県教育委員会訓令第 6 号  
茨城県警察本部訓令第 8 号

(設置)

第 1 条 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 1 項の規程に基づく茨城県災害対策本部(以下「対策本部」という。)の設置に至るまでの措置及び対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を総合的かつ的確に行うため、茨城県災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を置く。

(構成)

第 2 条 警戒本部は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、茨城県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成 22 年茨城県規則第 37 号。次項において「規則」という。)に規定する第 1 順位の副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、規則に規定する第 2 順位の副知事をもって充てる。
- 4 本部付は、生活環境部長及び生活環境部危機管理監をもって充てる。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 広報広聴課長
- (2) 総務部総務課長
- (3) 企画部企画課長
- (4) 生活環境部生活文化課長
- (5) 生活環境部危機管理室長
- (6) 生活環境部防災危機管理課長
- (7) 生活環境部原子力安全対策課長
- (8) 保健福祉部厚生総務課長
- (9) 商工労働部産業政策課長
- (10) 農林水産部農政企画課長
- (11) 土木部監理課長
- (12) 企業局総務課企画経営室長
- (13) 病院局経営管理課長
- (14) 教育庁総務課長
- (15) 警察本部警備課長

(16) その他本部長が指定する職にある者

(警戒本部会議の設置)

第3条 警戒本部に警戒本部会議を置く。

(警戒本部会議の協議事項)

第4条 警戒本部会議は、気象その他の情報及び被害の情報の収集及び連絡並びに災害対策の樹立その他防災に関する事項について協議する。

(警戒本部会議の運営)

第5条 警戒本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるとき又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(報告)

第6条 本部長は、警戒本部会議終了後速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 警戒本部の庶務は、生活環境部防災危機管理課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 付 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 茨城県災害対策連絡会議規定（平成11年／茨城県訓令第3号／茨城県企業局訓令第1号／茨城県教育委員会訓令第6号／茨城県警察本部訓令第8号／）は、廃止する。

付 則（平成23年／訓令第1号／企局訓令第1号／病局訓令第1号／教委訓令第1号／警本訓令第1号／）

この訓令は、公布の日から施行する。

## 1 - 8 防災関連連絡先

	機関名	所在地	電話番号
市 役 所	桜川市役所	桜川市羽田 1023	0296-58-5111
	桜川市役所岩瀬庁舎	桜川市岩瀬 64-2	0296-75-3111
	桜川市役所真壁庁舎	桜川市真壁町飯塚 911	0296-55-1111
国 土 交 通 省	国土交通省常陸河川国道事務所 岩瀬国道出張所	桜川市水戸 209	0296-75-2476
気 象 台	水戸地方气象台	水戸市金町 1 丁目 4-6 号	029-224-1106
茨 城 県	防災危機管理課	水戸市笠原町 978-6	029-301-2879
	県西県民センター	筑西市二木成 615	0296-24-9061
	筑西保健所	筑西市甲 1 1 4	0296-24-3911
	筑西土木事務所	筑西市二木成 615	0296-24-9252
消 防 署	岩瀬消防署	桜川市西桜川 2 丁目 29	0296-75-3592
	真壁消防署	桜川市真壁町山尾 793	0296-55-2403
	大和分署	桜川市羽田 1000	0296-58-6851
警 察 署	桜川警察署	桜川市真壁町塙世 188-1	0296-55-0110
電 気	東京電力下館支社	筑西市下岡崎 3-1-13	0120-99-5332
電 話	NTT 茨城支店	水戸市大町 3-3-5	029-232-4825
郵 便 局	岩瀬郵便局	桜川市岩瀬 71-1	0296-75-3600
	真壁郵便局	桜川市真壁町飯塚 1001-2	0296-55-0010
鉄 道	J R 岩瀬駅	桜川市岩瀬犬田 1365	0296-75-2011
	J R 羽黒駅	桜川市友部 1040	0296-75-2217
農 協	J A 北つくば岩瀬支所	桜川市岩瀬 1911-1	0296-75-3101
	J A 北つくば真壁支所	桜川市真壁町塙世 79-1	0296-55-1144
	J A 北つくば大和支所	桜川市本木 1887-1	0296-58-5311
商 工 会	岩瀬商工会	桜川市東桜川 1 丁目 21-1	0296-76-1800
	真壁商工会	桜川市真壁町真壁 198-58	0296-55-4111
	大和商工会	桜川市羽田 1019-1	0296-58-5069
医 師 会	真壁医師会	筑西市二木成 827-1	0296-24-8788
医療機関 (病院)	県西総合病院	桜川市鍛田 604	0296-75-3171
	山王病院	桜川市岩瀬 42	0296-75-0600
	上の原病院	桜川市上野原地新田 159-2	0296-75-3128
	延島クリニック	桜川市東飯田 600	0296-58-5058

	機関名	所在地	電話番号
診療所（岩瀬地区）	タンポポククリニック	桜川市岩瀬 364	0296-70-4402
	平島医院	桜川市岩瀬 198	0296-75-2510
	袖山医院本院	桜川市西桜川 1 丁目 43	0296-75-2019
	せいかん荘クリニック	桜川市岩瀬 1540	0296-75-4477
	鏑木クリニック	桜川市加茂部 4-1	0296-76-3131
	阿部整形外科医院	桜川市岩瀬 1423	0296-75-4161
	岩瀬ロイヤルパレス眼科	桜川市東桜川 1 丁目 14	0296-76-3011
診療所（真壁地区）	安達医院	桜川市真壁町田 296	0296-55-0061
	阿部田医院	桜川市真壁町亀熊 123-1	0296-55-0305
	大塚外科医院	桜川市真壁町亀熊 1900	0296-55-0512
	田崎内科医院	桜川市真壁町田 268	0296-55-2511
	塚田医院	桜川市真壁町飯塚 97-1	0296-55-0585
	つくし野クリニック	桜川市真壁町椎尾 2022	0296-20-7755
	内科宮本医院	桜川市真壁町古城 229-1	0296-55-0101
	なかはら整形外科医院	桜川市真壁町飯塚 496-1	0296-23-9955
	根本医院	桜川市真壁町真壁 202	0296-55-0027
	仁保内科医院	桜川市真壁町真壁 425	0296-23-8088
診療所（大和地区）	千勝医院	桜川市本木 1600	0296-58-5010
	大和クリニック	桜川市大国玉 2513-12	0296-58-7788

## 1 - 9 桜川市防災会議規程

平成17年10月1日  
訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、桜川市防災会議条例(平成17年桜川市条例第16号)第4条の規定に基づき、防災会議の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し会議の議長となる。

(議事の決定)

第3条 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は議決に加わることができない。

(会議の庶務)

第3条 会議の庶務は、生活安全課が主管する。

(平20訓令8・一部改正)

(会議録)

第5条 議長は、会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名等を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び議長が会議において指名した委員2人がこれに署名しなければならない。

(平19訓令12・一部改正)

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

## 1 - 10 桜川市災害対策本部規程

平成 17 年 10 月 1 日  
訓 令 第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、桜川市災害対策本部条例(平成 17 年条例第 17 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、桜川市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第 2 条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)3 人を置き、副市長、教育長及び総務部長の職にある者をもって充てる。

2 条例第 2 条第 2 項の規定により副本部長が災害対策本部長(以下「本部長」という。)の職務を代理する順序は、副市長である副本部長を先順位とし、次に教育長、市民生活部長の順とする。

(平 19 訓令 12・平 20 訓令 8・一部改正)

(部等の設置及び分掌事務)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により、本部に別表第 1 (部名の欄)に掲げる本部事務局及び部を置き、各部に同表(班名の欄)に掲げる班を置く。

2 本部事務局及び部並びに班の分掌業務は、別表第 2 のとおりとする。

(部長等)

第 4 条 本部事務局に事務局部長及び事務局次長を、部に部長及び必要な部に次長を置く。

2 本部事務局部長、事務局次長、部長及び次長は、別表第 1 (部長等の欄)に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、本部長及び副本部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

4 事務局次長は事務局部長を、次長は部長を補佐し、事務局部長若しくは部長に事故があるとき又は事務局部長若しくは部長が欠けたときは、それぞれその職務を代理する。

(平 21 訓令 12・一部改正)

(班長、副班長及び班員)

第 5 条 班に班長及び必要な班に副班長を置き、別表第 1 (班長等の欄)に掲げる職にある者をもって充てる。

2 班に班員を置き、別表第 1 (班員の欄)に掲げる職員をもって充てる。

3 班長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督して、班の業務を処理する。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 班員は、担当事務に従事する。

(本部の設置基準)

第 6 条 本部を設置する基準は、おおむね次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用される災害が発生した場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか本部長が必要と認めた場合

(本部会議)

第 7 条 本部長は、災害に関する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部会議を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部事務局部長、部長及び本部付の職員をもって構成する。

(本部連絡員)

第8条 各部に本部連絡員を置き、部長が所属職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、本部からの指示があったときは、本部事務局において服務するものとし、所属部との連絡並びに所属部所管の被害及び災害対策に関する情報、資料等の整理その他の事務に従事するものとする。

(本部の廃止)

第9条 本部を廃止する基準は、おおむね次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 災害応急対策がおおむね完了した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が適当と認めた場合

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第12号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年訓令第 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条—第5条関係)

部名	部長等		班名	班長等		班員
本部事務局	事務局部長 事務局次長	総務部長 総務部次長	本部班	班長 副班長	防災課長 総務課長	防災課 総務課
本部事務局付			現地調査班	*災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。		
			現地対策班	班長	岩瀬総合窓口課長	各庁舎総合窓口課長 人権啓発推進室
				班長	真壁総合窓口課長	
班長	大和総合窓口課長					
総務部	部長 次長	総務部長 総務部次長	財政班	班長	財政課長	財政課
			税務班	班長 副班長	税務課長 収税課長	税務課長 収税課長
				会計班	班長	会計課長
市長公室部	部長 次長	市長公室長 市長公室次長	企画班	班長	企画課長	企画課
			秘書広報班	班長	秘書広報課長	秘書広報課
			職員班	班長	職員課長	職員課
総合戦略部	部長 次長	総合戦略部長 総合戦略部次長	総合戦略班	班長 副班長	ヤマザクラ課長 地域開発課長	ヤマザクラ課 地域開発課
市民生活部	部長 次長	市民生活部長 市民生活部次長	市民班	班長 副班長	市民課長 国保年金課長	市民課 国保年金課
			環境対策班	班長	生活環境課長	生活環境課
保健福祉部	部長 次長	保健福祉部長 保健福祉次長	福祉班	班長 副班長	社会福祉課長 児童福祉課長 高齢福祉課長 介護保険課長	社会福祉課 児童福祉課 高齢福祉課 介護保険課
				班長	やまと認定こども園長	やまと認定こども園
				保健班	班長	健康推進課長
			経済部	部長 次長	経済部長 経済部次長	農政班
商工班	班長	商工観光課長				
建設部	部長 次長	建設部長 建設部次長	建設班	班長	建設課長	建設課
			都市整備班	班長	都市整備課長	都市整備課
上下水道部	部長 次長	上下水道部長 上下水道部次長	下水道班	班長	下水道課長	下水道課
			水道班	班長	水道課長	水道課
教育部	部長 次長	教育部長 教育部次長	学校教育班	班長	学校教育課長	学校教育課 教育指導課 学校給食センター
			生涯学習班	班長 副班長	生涯学習課長 文化財課長	生涯学習課 文化財課
			スポーツ振興班	班長	スポーツ振興課長	スポーツ振興課
消防部	部長	消防団長 消防署長	消防班	班長	消防団副団長 消防署副署長	桜川市消防団
議会部	部長	議会事務局長	議会班	班長	議会事務局次長	議会事務局

別表第2 (第3条関係)

部名	班名	班員	分掌事務
本部事務局	本部班	防災課員 総務課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部及び現地対策本部の設置、運営、庶務及び閉鎖に関する事。</li> <li>(2) 災害対策の総合調整に関する事。</li> <li>(3) 本部会議の庶務に関する事。</li> <li>(4) 本部長指令の発令及び解除に関する事。</li> <li>(5) 災害関係職員の動員及び服務に関する事。</li> <li>(6) 県、消防、警察、自衛隊及び他自治体職員等の派遣要請及び受入れに関する事。</li> <li>(7) 指定公共機関その他の関係機関との連絡に関する事。</li> <li>(8) 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関する事。</li> <li>(9) 気象情報及び各種予報、警報等の情報の収集連絡に関する事。</li> <li>(10) 各部からの被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>(11) 応急対策実施状況の取りまとめに関する事。</li> <li>(12) 防災行政無線局の運用に関する事。</li> <li>(13) 県との災害状況の連絡及び報告に関する事。</li> <li>(14) 各部各班との連絡調整に関する事。</li> <li>(15) 緊急速報メール等の配信に関する事。</li> <li>(16) 区長会並びに関係諸団体との連絡調整、情報収集及び協力要請に関する事。</li> <li>(17) 被害状況現地調査報告に関する事。</li> <li>(18) その他各部に属さない事項に関する事。</li> </ol>
本部事務局付	現地調査班	*災害対策本部で協議し、必要に応じて設置する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害状況現地調査報告に関する事。</li> <li>(2) り災の一次判定調査報告に関する事。</li> </ol>
	現地対策班	岩瀬総合窓口課員 真壁総合窓口課員 大和総合窓口課員 人権啓発推進室員	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各庁舎における災害情報等の収集に関する事。</li> <li>(2) 現地調査・対策の協力に関する事。</li> <li>(3) 本部事務局との連絡調整に関する事。</li> <li>(4) 障害物の除去の協力に関する事。</li> <li>(5) 防災無線放送の協力に関する事。</li> <li>(6) り災証明書の申請受付、証明書の発行に関する事。</li> <li>(7) 現地対策本部の指揮命令に関する事。</li> </ol>
総務部	財政班	財政課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策関係予算及び災害時の資金の運用に関する事。</li> <li>(2) 義援金・支援金の受入れ及び配分に関する事。</li> <li>(3) 災害対策に対する物品の調達に関する事。</li> <li>(4) 災害救助関係就労者の確保及び供給に関する事。</li> <li>(5) 車両の配車に関する事。</li> <li>(6) 民間からの車両及び舟艇等の借上に関する事。</li> <li>(7) 庁舎等の防災及び修理に関する事。</li> <li>(8) 燃料の確保に関する事。</li> <li>(9) 輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送に関する事。</li> </ol>
	税務班	税務課員 収税課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 土地の被害状況調査及び報告に関する事。</li> <li>(2) 建物のり災判定調査及び報告に関する事。</li> <li>(3) り災判定プロジェクトチームの設置に関する事。</li> <li>(4) り災納税者の調査及び減免等の措置に関する事。</li> <li>(5) り災世帯数の調査協力に関する事。</li> </ol>
	会計班	会計課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関する事。</li> </ol>
総合戦略部	総合戦略班	ヤマザクラ課員 地域開発課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建物のり災判定調査及び報告に関する事。(税務班への協力)</li> <li>(2) 被災者からの相談受付に関する事。</li> </ol>
市長公室部	企画班	企画課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>(2) 救助救援物資等の受付、保管、仕分け及び配分に関する事。</li> <li>(3) り災世帯数の調査に関する事。</li> <li>(4) 帰宅困難者の避難誘導に関する事。</li> </ol>

部名	班名	班員	分掌事務
	秘書広報班	秘書広報課員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 (3) 各種警報の伝達広報に関すること。 (4) 災害情報の広報に関すること。 (5) 災害状況の記録及び写真等の整理に関すること。 (6) 報道機関との連絡等に関すること。 (7) 災害応援協定締結自治体との連絡調整に関すること。
	職員班	職員課員	(1) 本部員及び派遣職員の給与に関すること。 (2) 本部員及び派遣職員の休職に関すること。 (3) 公務災害補償その他被災職員に対する給与及び援助に関すること。
市民生活部	市民班	市民課員 国保年金課員	(1) 災害台帳の作成及び被害状況の取りまとめに関すること (2) 安否情報の収集・整理に関すること。 (3) 要搜索者名簿の作成に関すること。 (4) 災害世帯数の調査協力に関すること。 (5) 不明者の身元確認の協力に関すること。
	環境対策班	生活環境課員	(1) 被災地の防疫及び清掃に関すること。 (2) 犬猫等の死体処理に関すること。 (3) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (4) 災害廃棄物の処理対策に関すること。 (5) 公害原因物質による環境汚染の調査に関すること。 (6) 被災瓦礫の受入れ及び処分に関すること。 (7) 井戸水の水質検査及び消毒に関すること。 (8) 放射能対策に関すること。 (9) 愛玩動物の保護に関すること。 (10) その他環境衛生に関すること。
保健福祉部	福祉班	社会福祉課員 児童福祉課員 高齢福祉課員 介護保険課員	(1) 災害救助法、小災害り災害援護、災害弔慰金及び災害援護資金等に関すること。 (2) 指定避難所及び福祉避難所の開設及び収容に関すること。 (3) 福祉相談窓口の開設及び相談に関すること。 (4) 炊き出し、食料品の給与に関すること。 (5) 災害り災害者の被服寝具、その他生活必需品の給貸与に関すること。 (6) 救助物資の確保、輸送及び配分に関すること。 (7) 災害り災害死亡者の収容及び埋火葬に関すること。 (8) 福祉施設の被害調査及び復旧に関すること。 (9) 災害見舞金品・義援金の配分に関すること。 (10) 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 (11) 要配慮者対策に関すること。 (12) ひとり暮らし高齢者の安否確認に関すること。 (13) 社会福祉協議会との連携協力に関すること。
	認定こども園班	認定こども園職員	(1) 児童の避難に関すること。 (2) 保育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 災害時の児童の預かり及び休園に関すること。 (4) 児童の被災状況調査に関すること。
	保健班	健康推進課員	(1) 災害り災害者の医療救護及び防疫に関すること。 (2) 保健・医療相談窓口の開設及び相談に関すること。 (3) 救護所の設置及び運営に関すること。 (4) 医療機関との連絡調整に関すること。 (5) 医療機材、医療品の確保に関すること。 (6) 感染症の予防に関すること。 (7) その他保健に関すること。 (8) 保健施設の被害調査及び復旧に関すること。 (9) 指定避難所開設時の協力に関すること。

部名	班名	班員	分掌事務
経済部	農政班	農林課員 農業委員会事務局職員 土地改良事務局職員 水田農業振興室職員	(1) 農地、農作物、農業用施設の災害調査・り災判定及び応急対策に関すること。 (2) 農作物被害に対する技術指導に関すること。 (3) 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 (4) 家畜の被害調査及び死体処理に関すること。 (5) 農林災害資金融資の相談に関すること。 (6) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (7) 農業施設のり災判定及び証明書の交付に関すること。
	商工班	商工観光課員	(1) 商工業の被害調査及び報告に関すること。 (2) 観光施設の被害調査及び復旧に関すること。 (3) 商工業災害貸付等の相談に関すること。 (4) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。 (5) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
建設部	建設班	建設課員	(1) 土木施設の応急復旧、災害復旧に関すること。 (2) 土木施設の被害状況、応急修理等の記録に関すること。 (3) 水防対策に関すること。 (4) 土砂災害対策に関すること。 (5) 道路、河川、橋梁等の応急修理に関すること。 (6) 障害物の除去に関すること。 (7) 災害対策に必要な就労者及び資材等の確保の協力に関すること。
	都市整備班	都市整備課員	(1) 都市施設の応急対策に関すること。 (2) 都市施設の被害状況調査に関すること。 (3) 都市施設の応急修理及び清掃に関すること。 (4) 水防対策の協力に関すること。 (5) 被災住宅の応急危険度判定に関すること。 (6) 市営住宅の被害調査及び報告並びに修理に関すること。 (7) 応急仮設住宅の供与に関すること。 (8) 被害住宅の応急修理に関すること。 (9) 被災者住宅相談に関すること。
上下水道部	下水道班	下水道課員	(1) 下水道施設の被害調査に関すること。 (2) 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。 (3) 仮設トイレの調達及び設置に関すること。 (4) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
	水道班	水道課員	(1) 飲料水の応急給水活動に関すること。 (2) 上水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 (3) 各種情報の伝達広報の協力に関すること。
教育部	学校教育班	学校教育課員 教育指導課員 学校給食センター職員	(1) 学用品等の調達及び配分に関すること。 (2) 児童生徒の避難に関すること。 (3) 災害時の登下校及び休校に関すること。 (4) 学校施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (5) 学校との連絡、情報収集に関すること。 (6) 児童生徒の被災状況調査に関すること。 (7) 指定緊急避難所開設時の協力に関すること。 (8) 炊き出しの協力に関すること。
	生涯学習班	生涯学習課員 文化財課員	(1) 文化財、公民館、体育施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 (2) 指定避難所開設時の協力に関すること。 (3) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課員	(1) 指定避難所の施設管理に関すること。(岩瀬総合体育館、大和体育館、真壁体育館) (2) 飲料水の応急給水活動への協力に関すること。

部名	班名	班員	分掌事務
消防部	消防班	桜川市消防団員 桜川消防署員	(1) 消防団員の動員に関する事。 (2) 消防及び水防活動に関する事。 (3) 避難の勧告及び指示の伝達に関する事。 (4) 避難者の誘導に関する事。 (5) り災者の救出救助に関する事。 (6) り災者の避難のための輸送に関する事。 (7) 行方不明者の捜索に関する事。 (8) 救助用ヘリコプターの離着陸場の設置に関する事。
議会部	議会班	議会事務局職員	(1) 各部との連絡調整に関する事。 (2) 災害に係わる議会の対策に関する事。

消防部	消防班	桜川市消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消防団員の動員に関する事。</li> <li>(2) 消防及び水防活動に関する事。</li> <li>(3) 避難の勧告及び指示の伝達に関する事。</li> <li>(4) 避難者の誘導に関する事。</li> <li>(5) 被災者の救出に関する事。</li> <li>(6) 被災者の避難のための輸送に関する事。</li> <li>(7) 行方不明者の捜索に関する事。</li> </ul>
議会部	議会班	議会事務局職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各部との連絡調整に関する事。</li> <li>(2) 災害に係る議会の対策に関する事。</li> </ul>

## 1 - 11 桜川市災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 1 日  
条 例 第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 23 条の 2 の第 8 項の規定に基づき、桜川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長等の職務)

第 2 条 法第 23 条の 2 の第 2 項に規定する災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、同条の 2 の第 3 項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

2 法第 23 条第 3 項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部門及び部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、上司の命を受け、所属の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 法第 23 条第 5 項に規定する現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

## 2 協定及び広域応援

	締結日	協定名	締結先
1	平成 24 年 3 月 1 日	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	北海道砂川市、岩手県一関市、山形県米沢市、茨城県笠間市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市
2		災害時における相互応援に関する協定	那珂市
3	平成 20 年 8 月 27 日	災害時における相互援助に関する協定	東京都板橋区、栃木県日光市、山梨県都留市、千葉県鴨川市、群馬県渋川市、茨城県かすみがうら市、新潟県南蒲原郡田上町、福島県白河市、山形県最上郡最上町、新潟県妙高市、群馬県高崎市、群馬県沼田市
4	平成 24 年 3 月 1 日	義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市
5	平成 25 年 2 月 19 日	茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定	古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、八千代町、五霞町、境町
6	昭和 48 年 11 月 1 日	消防相互応援協定	笠間市
7	昭和 48 年 11 月 1 日	消防相互応援協定	石岡市
8	昭和 48 年 11 月 1 日	消防相互応援協定	芳賀地区広域行政事務組合消防本部
9	平成 19 年 10 月 5 日	茨城県広域消防相互応援協定	茨城県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
10	平成 24 年 4 月 日	地震等大規模災害に関する基本覚書	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社

	締結日	協定名	締結先
11	平成 18 年 6 月 23 日	N T T の通信サービス停止に伴う防災行政用無線の利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社茨城支店
12		桜川市防災行政無線の活用に関する協定	東京電力株式会社茨城支店下館支社
13	平成 24 年 2 月 13 日	災害時における電気設備の復旧に関する協定	一般財団法人関東電気保安協会茨城事業本部下館事業所
14	平成 24 年 8 月 21 日	災害時における井戸水の供給協力に関する協定	エンケイマカベ株式会社
15	平成 23 年 3 月 1 日	災害時における物資供給に関する協定	J A 北つくば
16	平成 19 年 3 月 16 日	災害時における物資供給に関する協定	コメリ災害対策センター
17	平成 24 年 6 月 7 日	災害時における物資供給に関する協定	株式会社カインズ
18	平成 22 年 5 月 10 日	災害時における物資供給に関する協定	富谷牛乳株式会社
19	平成 22 年 5 月 10 日	災害時における物資供給に関する協定	利根コカ・コーラボトリング株式会社
20	平成 15 年 3 月 22 日	災害時の緊急救援輸送に関する協定	社団法人茨城県トラック協会水戸線支部
21	平成 25 年 3 月 22 日	災害時の緊急救援輸送に関する協定	社団法人茨城県トラック協会水戸線支部
22	平成 25 年 4 月 5 日	災害時における相互応援に関する協定	神奈川県海老名市、茨城県那珂市
23	平成 25 年 7 月 12 日	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	茨城県 25、栃木県 8、千葉県 15、東京都 1、山梨県 8、群馬県 8
24	平成 26 年 2 月 18 日	災害時における井戸水の供給協力に関する協定	㈱大和 LIXIL 製作所
25	平成 26 年 5 月 1 日	災害時における燃料の優先供給等に関する協定	県石油業協同組合桜川支部
26	平成 26 年 7 月 16 日	災害時における飲料水の提供に関する協定	株式会社伊藤園
27	平成 26 年 9 月 9 日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン
28	平成 26 年 11 月 28 日	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	北海道豊頃町、福島県相馬市、南相馬市、飯舘村、浪江町、大熊町、栃木県那須烏山市、日光市、茂木町、真岡市、神奈川県小田原市、秦野市、静岡県掛川市、御殿場市、三重県大台町、茨城県筑西市

	締結日	協定名	締結先
29	平成 27 年 10 月 1 日	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合
30	平成 28 年 1 月 26 日	原子力災害時における県内広域避難に関する協定	那珂市、筑西市
31	平成 29 年 2 月 8 日	災害時の歯科医療救護についての協定	桜川市歯科医師会
32	平成 30 年 1 月 29 日	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	いわき市ほか茨城県内 35 市町村
33	平成 30 年 3 月 5 日	災害時における井戸水の供給協力に関する協定	台山高森工業団地共同供給施設
34	平成 30 年 4 月 23 日	災害時の薬事に関する医療救護活動についての協定	筑西薬剤師会桜川市支部
35	平成 30 年 8 月 3 日	災害時における L P ガス供給に関する協定	高圧ガス保安協会岩瀬・真壁部会
36	平成 30 年 12 月 13 日	災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人真壁医師会

### 3 地震に係る基礎データ

#### 3-1 気象庁震度階級

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物 (耐震性が高い)	木造建物 (耐震性が低い)
0	人は揺れを感じない。				
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。				
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。			
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。		
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。		
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	大半の人が、物につかまれないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動、倒れるものが増える。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7		固定していない家具のほとんどが移動し倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

震度階級	鉄筋コンクリート造建物(耐震性が高い)	鉄筋コンクリート造建物(耐震性が低い)	ライフライン	地盤・斜面
0				
1				
2			<p>地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。</p> <p>震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)</p>	
3				
4				
5弱				<p>安全装置のあるガスメーターでは遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。</p> <p>地震管制装置付のエレベーターは、安全のため自動停止する運転再開には、安全確認のため、時間がかかることがある</p>
5強		<p>壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。</p>	<p>安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。</p>	
6弱	<p>壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。</p>	<p>壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。</p>	<p>通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。</p>	<p>地割れや山崩れ、地すべりが発生することがある。</p>
6強	<p>壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。</p>	<p>壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。</p> <p>1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。</p>	<p>広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。</p>	<p>がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。</p>
7	<p>壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。</p>	<p>壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。</p> <p>1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。</p>		

### 3-2 地震の震度階解説表

#### 震度5の弱及び強の地域の被害状況等の程度

(東京都防災会議作成)

区 分		震 度 5 の 弱	震 度 5 の 強
人間に与える影響	起きている人の感覚と心理	ほとんどの人が物にすがりたいと感じる。	ほとんどの人が恐怖を感じ、あるいは目まいがする。
	眠っている人	ほとんどの人が驚いて飛び起きる。	1 一瞬何が起こったのか分からず、茫然とする。 2 ベッドから転げ落ちることがある。
	人々の行動	1 かなり多くの人が屋外へ走り出そうとする。 2 その場で立ちすくむ者もある。	1 直立困難になり、物につかまらなると歩けない。 2 階段を降りるのはほとんど不可能になる。 3 物にぶつかって動けない。 4 かなり多くの子供が泣き騒ぐ。
建 築 物	木造家屋	1 柱・梁等の継手の破損する家がわずかに生ずる。 2 しっくい壁にひびが入りわずかに落ちる。 3 老朽家屋はかなり破損し、傾くものも生ずる。 4 瓦は、かなりずれる。 5 しっくい天井は一部にはくりの生ずることがある。	1 柱・梁等の継手の破損やゆるみの生ずることがある。 2 羽目板がはずれることがある。 3 土台のずれる家がわずかに出る。 4 老朽家屋、屋根の重い家、一階に壁や柱の少ない建物等では、かなり破損し、中には倒れるものもある。 5 かなり多くのしっくい壁でひびが入り、大壁は落ちることがある。 6 瓦はずれることが多く、中には落ちるものもある。 7 しっくい天井は、かなり落ちる。
	鉄筋コンクリート造	1 かなりゆれる。 2 きしみ音とともにモルタル壁などに亀裂が入りコンクリート壁にも小さな亀裂が入ることもある。 3 天井については、木造家屋の記述に準ずる(以下同じ)。	1 設計・施工の悪い物は、鉄筋が露出したり、座屈するものもあり、部分破壊するものもある。 2 壁のタイルなどの化粧材で落ちるものが生ずる。
	レンガ造・石造・ブロック造*1	無筋の壁体が、わずかに転倒する。	外壁がくずれたり、亀裂が入るなど破壊が生じ、かなり崩壊する。
	戸・障子・窓ガラス	1 木製の戸は、はずれることもあるが、ガラスの割れることは少ない。 2 ビルのスチールサッシのハメ殺し窓で、パテ止めガラスに、割れて落ちるものがある。 3 障子は割れることがある。	1 開き戸は、変形し、開かなくなることがある。 2 鉄製の扉、シャッターは変形により開かなくなることがある。 3 戸、障子は外れ、破損するものが多い。 4 窓ガラス枠ごとはずれることがある。 5 ビルのスチールサッシのハメ殺し窓で、パテ止めガラスは、かなり多く破損し落下する。 6 ビルのゴムパッキンを使用したハメ殺し窓や、ハメ殺し以外のものでも少しのガラスが破損落下する。

\*1 組積造、補強コンクリートブロック造で建築基準法施工令に従って施工されたものは、鉄筋コンクリート造に準ずる耐震性をもつ。

区 分		震 度 5 の 弱	震 度 5 の 強
付 属 構 造 物	エレベータ	カウンターウェイトがはずれたり、配線ワイヤーが巻きついたりして運転不能になることがある。	カウンターウェイトがはずれたり、配線ワイヤーが巻きついたりして運転不能になることがある。
	看板等	取り付けの悪いものは落ちることがある。	1 取り付けの悪いものはかなり落ちる。 2 屋上の鉄骨架台上の高架水そうはかなり破損する。
	煙突・高架水そう等	1 レンガ製の煙突は、上部が崩れるものがある。 2 煙突にひび割れが生じ、まれに折損する。 3 屋上の鉄骨架台上の高架水そうは、破損するものもある。	1 煙突に折損するものが少し出る。 2 屋上の鉄骨架台上の高架水そうはかなり破損する。
	塀	1 ブロック塀で、鉄筋のないもの、基礎の弱いものは、くずれたり倒れることがある。 2 大谷石塀は倒れるものがある。	1 ブロック塀で、鉄筋の少ないもの、基礎の弱いものは倒れるものが多い。 2 施工の悪い大谷石塀はほとんど倒れる。
屋 内 の 収 容 物	家具	1 机やロッカーなどが移動することがある。 2 タンス・細長い家具・テレビ・クレーンで倒れたり、ずれたりするものもある。 3 机・家具の引出しがとび出すことがある。	1 重い家具も移動し倒れるものもある。 2 タンス・細長い家具・テレビなど倒れるものがおおくなる。 3 冷蔵庫・ピアノが倒れることがある。
屋 内 の 収 容 物	置物等	1 安定な花瓶も倒れることがある。 2 電話の受話器がはずれることがある。 3 人形ケースなど固定の悪いものは落下する。	1 電話の受話器がはずれることが多い。 2 多くのものが倒れたり、ずれ動き、家具などの上の上のものは落ちる。
	絵・額・振り時計	1 取付の悪いものはかなり落ちる。 2 ほとんどの振り時計が止まる。	1 取付の悪いものはほとんど落ちる。 2 振り時計はすべて止まる。
	電灯・シャンデリア等の吊下物	1 取付の悪い蛍光灯の球が落下する。 2 チェーン吊りの蛍光灯で落ちるものがある。 3 寺の鐘が鳴ることもある。	1 シャンデリアやチェーン吊りの蛍光灯は、激しくゆれ、天井にぶつかるなどしてかなり落下する。 2 寺の鐘が激しく動く。
	書棚・陳列棚・自動販売機 (屋外のものも含む)	1 書棚の本がかなり落ちる。 2 陳列棚の酒びんや薬局の薬品、塗料店の品物がかなり落ちる。 3 棚のものがかなり落ちる。 4 自動販売機で足場の悪いものはずれたり倒れたりする。	1 陳列棚の酒びんや薬局の薬品、塗料店の品物のほとんどが落ちる。 2 棚のものがほとんど落ちる。 3 自動販売機はかなり倒れる。
火 気 使 用 器 具	ガスコンロ・ガステーブル等	1 台上にあるガスコンロ・ガステーブルは移動したり、落ちたりするものがある。 2 貯湯式のガス湯沸器で台に固定されていないものは倒れるものがある。	1 ガスコンロ・ガステーブルはかなり移動したり落ちたりする。 2 ガス湯沸器で取付の悪い壁式のものがある。 3 貯湯式のガス湯沸器で台に固定されていないものはかなり倒れ、固定されたものでも倒れるものがある。 4 営業用のガスレンジなどにも移動したり転倒したりするものがある。

区 分		震 度 5 の 弱	震 度 5 の 強
火 気 使 用 器 具	ガスストーブ・石油 ストーブ	1 石油ストーブの耐震自動消火装置 がかなり作動する。 2 ガスストーブ・電気ストーブで転 倒するものがある。	1 石油ストーブの耐震自動消火装置が作動す る。 2 円筒形で重心の高い石油ストーブは転倒す る。 3 ポット型石油ストーブの燃料そうが転倒す る。 4 ガスストーブ・電気ストーブはかなり転倒す る。
	L・P・Gボンベ	1 鎖止めのないもの、鎖止めの弱い ものは転倒する。 2 細長いボンベで、鎖止めの位置が 高すぎるものは抜け出して倒れるも のがある。	1 細長いボンベで、鎖止めの良いものも壁体ご と倒れるものがある。 2 細長いボンベで、鎖止めの位置が高いものは 抜け出してかなり倒れる。
交 通 機 関 等	鉄道	1 運転手の多くが地震だと気づき、 在来線及び地下鉄は運転を一時見合 わせる。 2 盛土で地盤の悪い所では、かなり 亀裂が生ずる。	1 盛土で地盤の悪い所では、沈下が生ずる。 2 切取斜面で落石などが、かなり生ずる。
	自動車	1 車輪がパンクしたような感じがす る。 2 ハンドルを取られるような感じが する。 3 前方の道路が波打つ感じがする。 4 停車中の車が動くことがある。	1 四輪が同時にパンクしたようになり、ハンド ルを取られて運転が困難になる。 2 停車中の車両が移動し、駐車間隔が狭いと互 いにぶつかることがある。
	自転車	よろけて自転車の運転が困難になる。	自転車の運転ができない。
屋 外 の 構 造 物	道路	1 盛土道路の路肩の部分にひびが入 ることがある。 2 急斜面にある道路が損壊するこ とがある。	1 盛土道路では、大きな地割れが入ったり、路 肩が崩れることがある。 2 石畳は相互に押し合いかなり多くすき間や つき上げを生ずる。 3 急斜面の道路は、土砂崩れなどによる損壊を 生ずることがある。
	橋	レンガ造、無筋コンクリート橋脚に亀 裂の生ずることがある。	1 橋の取付部分に段差が生じたり、盛土の路肩 部分が崩れることがある。 2 木造の橋は小被害を生ずる。 3 レンガ造、無筋コンクリート橋脚に切断、相 対ずれの生ずることがある。
	電柱・電線等	1 電線が大きくゆれる。 2 小範囲で停電する場合がある。	1 看板の落下などにより電線が断線する場合 がある。 2 一部の地域で停電する場合がある。
屋 外 の 構 造 物	墓石・石灯籠	1 石灯籠はかなり倒れる。 2 墓石は回転したり、ずれたりし、 不安定なものは倒れる。	1 ほとんど倒れる。 2 セメントで固定したのものも、ほとんど移動す るか回転する。 3 記念碑等は台石上でずれたり、回転し倒れる ものもある。 4 鳥居はかなり破損する。

区 分		震 度 5 の 弱	震 度 5 の 強
そ の 他	地下埋設管	1 水道管で、鉄管の継手部の抜け出しや、破損・折損がわずかに生ずる。 2 ガス管で、配管接続部にゆるみを生ずることがある。	1 地割れ部分や、異なった地盤の境目では、水道鉄管の継手部抜け出しや、破損・折損がかなり生じ、ガス管でも配管接続部に破損が生ずることがある。 2 地盤の良い所でも、水道鉄管の破損が生ずることがあり、ガス管の配管接続部にゆるみを生ずることがある。 3 一部の地域で、断水を生じ、ガスの供給を停止することがある。
	擁壁	排水孔の無い石積みのは、崩れたり、はらんだりするものがある。	1 地盤の悪い所の石積みのは、崩れたり、はらみ出すものが多い。 2 コンクリートのもので普通から前かがみのものには、被害を受けるものがある。
	地変	1 山地や崖地などで落石を生ずることがある。 2 宅地造成地などの盛土や傾斜地にやや大きな亀裂を生ずることがある。 3 水田に液状化現象が起こり、填砂、噴泥が生ずることがある。	1 平らな地面にも、亀裂を生ずることがある。 2 軟弱な地盤の所では陥没・地沁りが生ずる。 3 地盤によっては砂の液状化現象が起こり、水や砂や泥の噴出が生ずる。 4 山地では落石・山崩れが多く起こる。
	プール・池・湖水・井戸等	1 池や湖水の泥が攪乱され水がにごる。 2 池・河川・湖が波立って岸に波のあとが残る。 3 プールの水が少し溢れ出る。 4 井戸の水位が変化することが多い。 5 泉の湧出量が変わり、あるいは出始めたり涸れたりする。	1 池・プールの水が大きく溢れ出る。 2 井戸の水位の変化が多く、井戸水が涸れたり、水が出始める。 3 泉の湧出量が変わり、出始めたり涸れたりすることが多い。

(参考)

用語の使い方

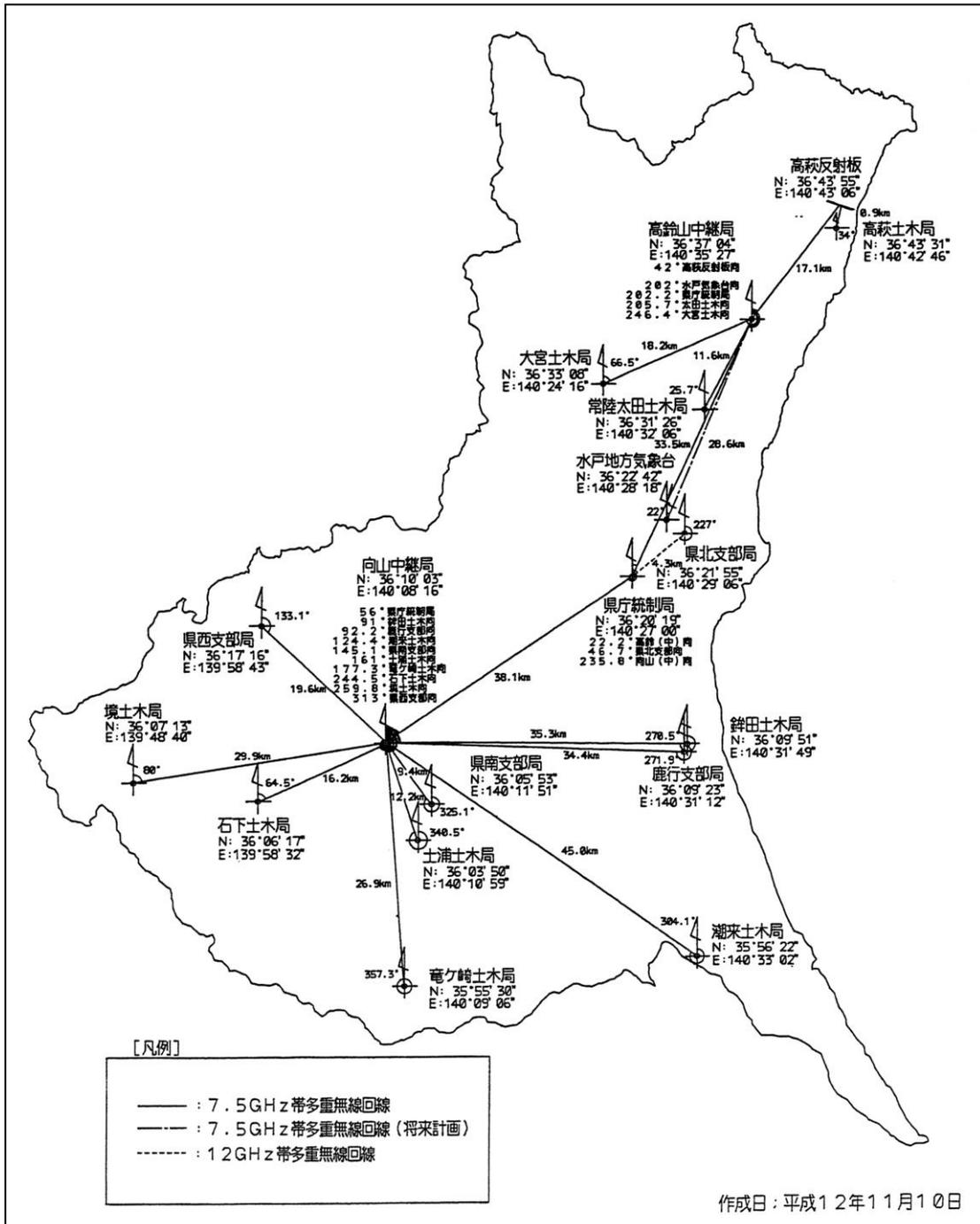
被害などの量を示す副詞・形容詞の使用については、一応の目安として次のようにしています。

- |                  |                  |                                    |
|------------------|------------------|------------------------------------|
| ・まれに……………1%以下    | ・ほとんど……………80~90% | } ある…程度の現象で、上記のように現象を量的に表現できかねる場合。 |
| ・わずかに……………数% 〃   | ・すべて……………100%    |                                    |
| ・少し……………10%前後    | ・ものも (が)         |                                    |
| ・かなり……………30% 〃   | ・ことも (が)         |                                    |
| ・多く……………50% 〃    |                  |                                    |
| ・かなり多く……………70% 〃 |                  |                                    |

# 4 情報通信

## 4-1 茨城県防災情報ネットワークシステム構成図

(1) 茨城県防災通信システム多重回線経路図 (将来計画含む)



#### 4-2 非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
東日本電信電話株式会社 茨 城 支 店	災 害 対 策 室	水戸市大町 3-3-5 029 (232) 4826	310-8558
関東管区警察局茨城県通信部	機 動 通 信 課	水戸市笠原町 978-6 029 (301) 0110 (内) 6061	310-8555
茨 城 県 警 察 本 部	通 信 指 令 課	〃 〃 (内) 3641	310-8555
国土交通省下館河川事務所	電 気 通 信 係	筑西市二木成 1753 0296 (25) 2173	308-0841
国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	〃	水戸市千波町 1962-2 029 (243) 5134	310-0851
東日本旅客鉄道株式会社 水 戸 支 社	電 気 課	水戸市三の丸 1-4-47 029 (227) 3762	310-0011
茨城県無線漁業協同組合	専 務	水戸市三の丸 1-5-6 029 (225) 1036、(231) 6592	310-0011
茨 城 県	防 災 危 機 管 理 課	水戸市笠原町 978-6 029 (301) 1111 (内) 2879	310-8555
	河 川 課	〃 〃 (内) 4490	310-8555
	茨城県漁業無線局	ひたちなか市新光町 51 029 (273) 7911	312-0005
東京電力茨城支店	設備総括グループ	水戸市南町 2-6-2 029 (225) 1511	310-0021
日本アマチュア無線 連 盟 茨 城 県 支 部	支 部 長	那珂郡東海村舟石川 821 029 (282) 1711	319-1111
日 立 市 役 所	交 通 防 災 課	日立市助川町 1-1-1 0294 (22) 3111	317-8601
N H K 水 戸 放 送 局	技 術 部	水戸市大町 3-4-4 029 (232) 9841	310-8567
株 式 会 社 茨 城 放 送	編 成 局	水戸市千波町 2084 029 (244) 2121	310-0851
日本赤十字社茨城県支部	事 業 推 進 課	水戸市小吹町 2551 029 (241) 4516	310-0914
茨 城 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	ひたちなか市和田町 3-4-16 029 (262) 4304	311-1214
文 部 科 学 省 水 戸 原 子 力 事 務 所	無 線 係	水戸市愛宕町 4-1 029 (224) 3830	310-0054
日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター	原子力科学研究所	那珂郡東海村白方白根 2-4 029 (282) 5111	319-1195
〃	核燃料サイクル 工 学 研 究 所	那珂郡東海村大字村松 4-33 029 (282) 1111	319-1194
日本原子力発電株式会社 東 海 発 電 所	総 務 室 総 務 サ ブ グ ル ー プ	那珂郡東海村大字白方 1-1 029 (282) 1211	319-1198
日本原子力研究開発機構 大 洗 研 究 開 発 セ ン タ ー	総 務 課	東茨城郡大洗町成田町 4002 029 (237) 4141	311-1393
国 土 交 通 省 霞ヶ浦河川事務所	機 械 課	潮来市潮来 3510 0299 (63) 2420 (内) 392	311-2424
国 土 交 通 省 霞ヶ浦導水工事事務所	工 務 課	土浦市下高津 2-1-3 029 (822) 3007 (内) 390	300-0811

#### 4-3 非常・緊急用電報の内容等

区分	電報の内容	機関等
非常電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保の関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

#### 4 - 4 消防本部（署）無線基地局

消防本部（署）名	市町村波	県内共通波	全国共通波	救急波
筑西広域市町村圏 事務組合消防本部	○	○	○	○

## 5 避難施設

### 5-1 指定緊急避難場所

	名 称	地区	所 在 地	電話番号	収容可能人員
1	岩瀬小学校	岩瀬	鋤田 553-5	75-2059	1,007
2	坂戸小学校	岩瀬	西飯岡 512-4	75-2103	802
3	南飯田小学校	岩瀬	南飯田 1-1	75-2048	810
4	羽黒小学校	岩瀬	友部 201	75-2239	791
5	猿田小学校	岩瀬	猿田 413-1	76-1255	691
6	岩瀬西中学校	岩瀬	富岡 535	75-2104	1,668
7	岩瀬東中学校	岩瀬	磯部 466	75-5119	1,630
8	真壁第2体育館	真壁	真壁町田 25		1,276
9	桃山学園	真壁	真壁町伊佐々 158	55-0157	1,411
10	紫尾体育館	真壁	真壁町椎尾 1687		578
11	谷貝小学校	真壁	真壁町下谷貝 1146-1	55-0671	578
12	樺穂小学校	真壁	真壁町長岡 437	55-0279	722
13	桜川中学校	真壁	真壁町亀熊 570	55-0667	1,334
14	雨引小学校	大和	本木 1591	58-5019	806
15	大国小学校	大和	大国玉 597	58-5022	753
収容可能人数合計					14,857

### 5-2 指定避難所

	名 称	地区	所 在 地	電話番号	収容可能人員
1	岩瀬体育館（通称：ラスカ）	岩瀬	岩瀬 2685-14	75-6600	3,150
2	真壁体育館	真壁	真壁町古城 377	54-0753	1,240
3	大和ふれあいセンター「シトラス」	大和	羽田 989-1	20-6300	1,698
収容可能人数合計					6,088

### 5-3 福祉避難所

	名 称	地区	所 在 地	電話番号	収容可能人員
1	岩瀬福祉センター	岩瀬	鋤田 612	76-1357	1,201
2	真壁福祉センター	真壁	真壁町山尾 604-1	54-2441	1,192
3	大和中央公民館	大和	羽田 1028-1	58-7117	712
収容可能人数合計					3,105

## 6 危険箇所等

### 6-1 道路冠水危険箇所一覧

道路種別	路線名	地先名又は通称名
市道	岩 0112 号線	桜川市加茂部 J R 加茂部架道橋 J A 岩瀬町東部支所北側

### 6-2 土石流危険溪流一覧表

溪流番号	河川名	溪流名	保全対象		平成 24 年度警戒避難体制整備状況							概要	
			人家戸数(戸)	人口(人)	基準雨量		基準雨量観測所	避難路	避難場所	警戒避難伝達施設	防災責任者		自主防災施設
					警戒	避難							
1-2-12	中沢川	南沢	16	70	134mm	152mm	筑波山(気)	未定	未定	広報車、メガホン、サイレン	無	無	
1-2-13	〃	中沢川	54	238	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
1-2-14	谷部沢川	谷部沢川	8	35	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
1-2-15	〃	北谷部川	16	57	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
1-2-16	〃	雨引川	15	66	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
1-2-112	〃	〃	5	22	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
1-2-113	桜川	〃			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
1-2-204	谷部沢川	北谷部川	1	4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
1-2-205	〃	〃	2	9	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
1-2-206	〃	〃	1	4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

## 6 - 3 重要水防区域評定基準

### (1) 直轄管理区域

	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衛・洗掘	水衛部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衛部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰・橋梁、樋管その他の工作物の配置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤防跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤防又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

注) 重点区間：水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間

## (2) 県管理区域

種 別	基 準	
	最も重要な区域 (A)	次に重要な区域 (B)
堤防高	計画高水位又は、既往最大水位に対し堤防余裕が無い、堤防高が不足しているため注意が必要とされる区域	計画高水位又は既往最大水位に対し堤防余裕高が少なく、注意が必要とされる区域
堤体強度	1 新堤にして1年未満の場合 2 橋梁、樋門、樋管等の施工箇所で埋戻し後1年未満の場合 3 堤防断面狭小で堤防高に比較して天端が狭い区域	1 新堤にして3年未満の場合 2 橋梁、樋門、樋管等の施工箇所で埋戻し後3年未満の場合 3 堤防断面が計画断面より不足している区域
漏水箇所	堤体より漏水した事実のあったもの又は充分予想されるもの	堤体又は堤内で清水等湧水した実績があるもの又は予想されるもの
水衝部	水衝部で被災が繰返され注意が必要とされる箇所	水衝部で護岸が古く深掘等を生じた場合欠壊が予想されるもの
堤体開削	工事中で堤体を開削しているもの	工事中のため堤体断面の1/3を開削しているもの
工作物施工	橋台、橋梁、樋門、樋管等の施工中で堤防を開削しているもの	交差物施工のため堤防高1/3を開削して工事完了後1年以内のもの
洗掘	1 堤脚又は護岸の根固等が洗掘されているもの 2 水制等の破損が予想される場合	河床の低下等が著しく護岸堤脚等の洗掘されるおそれのあるもの
通水断面	橋梁桁下高及び通水断面の過小又は固定堰等が特に注意が必要なもの	橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易いもの

## 6 - 4 市町村別土砂災害危険箇所

地区名	土石流危険渓流				急傾斜地崩壊危険箇所			
	I	II	III	計	I	II	III	計
桜川市	57	52	—	109	12	21	16	49
岩瀬地区	27	45	—	72	6	10	10	26
真壁地区	22	5	—	27	2	—	5	7
大和地区	8	2	—	10	4	11	1	16

6-5 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）自然斜面、人口斜面

土砂災害特別警戒区域箇所（平成24年現在）

箇所番号	箇所分類 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	斜面区分	箇所名	位置			延長	勾配	高さ	保 全 人 家 戸 数	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域
				旧町 村	大字	小字						
324-Ⅰ-001	Ⅰ	自然斜面	西飯岡	岩瀬	西飯岡	神田	170	40	9	5	○	○
324-Ⅰ-002	Ⅰ	自然斜面	今泉	岩瀬	今泉	向	240	50	9	5	○	○
324-Ⅰ-003	Ⅰ	自然斜面	中里	岩瀬	中里		150	35	20	6	○	○
324-Ⅰ-004	Ⅰ	自然斜面	小塩	岩瀬	小塩		120	70	6	6	○	○
324-Ⅰ-005	Ⅰ	自然斜面	間中	岩瀬	間中		140	45	5	6	○	○
324-Ⅰ-006	Ⅰ	自然斜面	神城	岩瀬	上城		240	45	5	7	○	
324-Ⅱ-001	Ⅱ	自然斜面	袖山	岩瀬	大泉	袖山	80	80	10	2	未指定	未指定
324-Ⅱ-002	Ⅱ	自然斜面	山口A	岩瀬	山口		100	45	30	4	未指定	未指定
324-Ⅱ-003	Ⅱ	自然斜面	山口B	岩瀬	山口		70	45	20	2	未指定	未指定
324-Ⅱ-004	Ⅱ	自然斜面	山口C	岩瀬	山口		40	45	15	2	未指定	未指定
324-Ⅱ-005	Ⅱ	自然斜面	坂本A	岩瀬	坂本		80	45	6	2	未指定	未指定
324-Ⅱ-006	Ⅱ	自然斜面	坂本B	岩瀬	坂本		20	30	15	2	未指定	未指定
324-Ⅱ-007	Ⅱ	自然斜面	高幡	岩瀬	高幡		200	35	30	4	未指定	未指定
324-Ⅱ-008	Ⅱ	自然斜面	富谷	岩瀬	富谷		80	35	20	2	未指定	未指定
324-Ⅱ-009	Ⅱ	自然斜面	入野	岩瀬	入野		90	30	30	3	未指定	未指定
324-Ⅱ-010	Ⅱ	自然斜面	平沢	岩瀬	平沢		90	35	20	2	未指定	未指定
324-Ⅲ-001	Ⅲ	自然斜面	大泉a	岩瀬	大泉		180	41	20		未指定	未指定
324-Ⅲ-002	Ⅲ	自然斜面	大泉b	岩瀬	大泉		260	30	20		未指定	未指定
324-Ⅲ-003	Ⅲ	自然斜面	大泉c	岩瀬	大泉		200	45	20		未指定	未指定
324-Ⅲ-004	Ⅲ	自然斜面	木植a	岩瀬	木植		110	48	20		未指定	未指定
324-Ⅲ-005	Ⅲ	自然斜面	木植b	岩瀬	木植		100	63	20		未指定	未指定
324-Ⅲ-006	Ⅲ	自然斜面	今泉a	岩瀬	今泉		180	51	20		未指定	未指定
324-Ⅲ-007	Ⅲ	自然斜面	今泉b	岩瀬	今泉		100	49	20		未指定	未指定
324-Ⅲ-008	Ⅲ	自然斜面	今泉c	岩瀬	今泉		110	53	20		未指定	未指定
324-Ⅲ-009	Ⅲ	自然斜面	大月a	岩瀬	大月		180	30	20		未指定	未指定
324-Ⅲ-010	Ⅲ	自然斜面	大月b	岩瀬	大月		130	36	40		未指定	未指定
503-Ⅰ-001	Ⅰ	自然斜面	酒寄	真壁	酒寄	熊の山	220	32	16	6	○	○
503-Ⅰ-003	Ⅰ	自然斜面	田-2	真壁	田	金井	90	30	20	1	○	○
503-Ⅰ-002	Ⅰ	人工斜面	田	真壁	田	金井	90	35	12	5	○	○
503-Ⅰ-004	Ⅰ	自然斜面	羽鳥北坪	真壁	羽鳥	北坪	1000	30	30	11	○	○
503-Ⅱ-001	Ⅱ	自然斜面	塙世	真壁	塙世	中坪	100	37	6	4	○	○
503-Ⅱ-002	Ⅱ	人工斜面	椎尾-1	真壁	椎尾	車	120	30	20	4	○	○
503-Ⅱ-003	Ⅱ	自然斜面	羽鳥-2	真壁	羽鳥	日月	250	50	10	4	○	
503-Ⅱ-004	Ⅱ	自然斜面	山尾-1	真壁	山尾	中坪	90	30	5	1	未指定	未指定
503-Ⅱ-005	Ⅱ	自然斜面	山尾-2	真壁	山尾	山神	100	38	10	3	○	○

箇所番号	箇所分類 I・II・III	斜面区分	箇所名	位置			延長	勾配	高さ	保 全 人 家 戸 数	土砂 警 戒 区 域	土砂 特 別 警 戒 区 域
				旧町 村	大字	小字						
503-II-006	II	自然斜面	上小幡-1	真壁	上小幡	若林	100	40	9	1	○	○
503-II-007	II	人工斜面	下小幡	真壁	下小幡	若林	60	70	6	1	○	○
503-II-008	II	人工斜面	上小幡-2	真壁	上小幡	松崎	60	30	15	1	○	○
503-II-009	II	自然斜面	東山田	真壁	東山田	宿	300	45	45	1	○	○
503-II-010	II	自然斜面	椎尾-2	真壁	椎尾		30	40	15	1	○	○
503-II-011	II	自然斜面	田-4	真壁	田	山口	120	50	7	2	○	○
503-III-001	III	自然斜面	田-3	真壁	田	金井	270	40	15		○	○
504-I-001	I	自然斜面	本木	大和	本木	東山	210	55	7	5	○	○
504-I-002	I	自然斜面	本木-1	大和	本木	雨引	300	41	8	6	○	○
504-III-001	III	自然斜面	北ノ台	大和	本木	北ノ台	100	50	8		未指定	未指定
504-III-002	III	人工斜面	本木-3	大和	本木		200	60	40		○	○
504-III-003	III	人工斜面	本木-4	大和	本木		150	80	45		○	○
504-III-004	III	人工斜面	東飯田-1	大和	東飯田		230	40	63		○	○
504-III-005	III	自然斜面	本木-2	大和	本木	雨引	100	30	15		○	○

箇所区分 I・II・III の分類は、傾斜戸 30° 以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で被害想定区域内に人家 5 戸以上（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害弱者関連施設のある場合を含む）ある場合は急傾斜地崩壊危険箇所 I とし、同区域内に人家が 1～4 戸の場合は急傾斜地崩壊危険区域 II とし、さらに同区域内に人家がない場合でも急傾斜地崩壊危険区域に準ずる斜面として延長が 100m を超える斜面を急傾斜地崩壊危険箇所 I に準ずる斜面 III として調査した結果を表すものである。

## 6-6 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

箇所名	位置			勾配 (度)	高さ (m)	延長 (m)	面積 (ha)	人家 (戸)	指 定 年月日	告示番号 茨城県告示
	地区	大字	小字							
椎尾	真壁	椎尾		55～80	30～40	262	1.120	10	4.1.27	98号
酒寄	真壁	酒寄	熊の山	30～45	12～19	360	1.420	13	6.12.1	1287号
田	真壁	田	山口	41～49	5.28～11.46	97	0.136	5	13.2.13	148号

## 6-7 土石流危険溪流一覧表

土砂災害特別警戒区域箇所（平成24年現在）

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				旧町村	大字		
324-I-001	利根川	泉川	内山沢	岩瀬	本郷	○	○
324-I-002	利根川	桜川	堤上西沢	岩瀬	堤上	○	○
324-I-003	利根川	泉川	砥山沢	岩瀬	角釜	○	○
324-I-004	利根川	泉川	白月鬼沢	岩瀬	大泉	○	
324-I-005	利根川	泉川	大泉中の沢	岩瀬	大泉	○	○
324-I-006	利根川	泉川	飯淵沢	岩瀬	飯淵	○	○
324-I-007	利根川	大川	中里南沢	岩瀬	中里	○	○
324-I-008	利根川	大川	入野沢	岩瀬	入野	○	○
324-I-009	利根川	大川	入沢	岩瀬	入町	○	○
324-I-010	利根川	大川	東坂東ノ沢	岩瀬	門毛	○	○
324-I-011	利根川	布川	ショウジ川	岩瀬	平沢	○	○
324-I-012	利根川	布川	池亀西ノ沢	岩瀬	池亀	○	○
324-I-013	利根川	布川	池亀東ノ沢	岩瀬	池亀	○	○
324-I-014	利根川	布川	大沢	岩瀬	亀池	○	○
324-I-015	利根川	桜川	カマ沢	岩瀬	山口	○	○
324-I-016	利根川	桜川	鏡ヶ池北沢	岩瀬	山口	○	○
324-I-017	利根川	桜川	藤ノ入南沢	岩瀬	山口	○	○
324-I-018	利根川	桜川	柳沢	岩瀬	大月	○	○
324-I-019	利根川	筑輪川	新田西ノ沢	岩瀬	木植	○	○
324-I-020	利根川	筑輪川	オッコシ沢	岩瀬	今泉	○	○
324-I-021	利根川	筑輪川	五反田入	岩瀬	今泉	○	○
324-I-022	利根川	筑輪川	木植沢	岩瀬	木植	○	○
324-I-023	利根川	筑輪川	曾根沢	岩瀬	猿田	○	○
324-I-024	利根川	筑輪川	曾根沢	岩瀬	曾根	○	○
324-I-025	利根川	筑輪川	曾根沢	岩瀬	松田	○	○
324-I-026	利根川	筑輪川	山田南沢	岩瀬	上城	○	○
324-I-027	利根川	筑輪川	水戸沢	岩瀬	水戸	○	○
503-I-001	利根川	桜川	熊の川	真壁	酒寄	○	○
503-I-002	利根川	桜川	寺沢	真壁	酒寄	○	○
503-I-003	利根川	桜川	紫尾川1	真壁	酒寄	○	○
503-I-004	利根川	桜川	紫尾川2	真壁	椎尾	○	○
503-I-005	利根川	桜川	男女川	真壁	羽鳥	○	○
503-I-006	利根川	山口川	無名沢1	真壁	山尾	○	○
503-I-007	利根川	山口川	無名沢2	真壁	山尾	○	○
503-I-008	利根川	山口川	山口川	真壁	田	○	○

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		土砂災害警戒区	土砂災害特別警戒区
				旧町村	大字		
503-I-009	利根川	山口川	無名沢3	真壁	山尾	○	○
503-I-010	利根川	山口川	無名沢4	真壁	山尾	○	○
503-I-011	利根川	山口川	真壁不動沢1	真壁	山尾	○	○
503-I-012	利根川	山口川	真壁不動沢2	真壁	山尾	○	○
503-I-013	利根川	桜川	無名沢5	真壁	桜井	○	○
503-I-014	利根川	桜川	無名沢6	真壁	桜井	○	○
503-I-015	利根川	桜川	端上川	真壁	白井	○	○
503-I-016	利根川	二神川	二神川	真壁	白井	○	○
503-I-017	利根川	二神川	島川	真壁	長岡	○	○
503-I-018	利根川	二神川	樺穂不動沢	真壁	長岡	○	
503-I-019	利根川	桜川	仲沢1	真壁	下小幡	○	
503-I-020	利根川	桜川	仲沢2	真壁	下小幡	○	○
503-I-021	利根川	桜川	樺穂南沢	真壁	上小幡	○	○
503-I-022	利根川	桜川	大の川	真壁	上小幡	○	○
504-I-001	利根川	桜川	南沢	大和	大曾根	○	○
504-I-002	利根川	中沢川	中沢川	大和	大曾根	○	
504-I-003	利根川	谷部沢川	谷部沢	大和	本木	○	○
504-I-004	利根川	谷部沢川	北谷沢川	大和	本木	○	○
504-I-005	利根川	谷部沢川	雨引沢	大和	本木	○	○
504-I-006	利根川	谷部沢川	雨引沢	大和	本木	○	
504-I-007	利根川	谷部沢川	北谷部沢	大和	本木	○	○
504-I-008	利根川	桜川	雨引川	大和	青木	○	○
計			57 溪流				

## 6-8 土石流危険溪流Ⅱ一覧表

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
				旧町村	大字		
324-II-001	利根川	泉川	堀ノ内南沢	岩瀬	堀ノ内	未指定	未指定
324-II-002	利根川	泉川	堀ノ内西沢	岩瀬	堀ノ内	未指定	未指定
324-II-003	利根川	泉川	堀ノ内北沢	岩瀬	大泉	未指定	未指定
324-II-004	利根川	泉川	角釜中の沢	岩瀬	角釜	未指定	未指定
324-II-005	利根川	泉川	角釜北ノ沢	岩瀬	大泉	未指定	未指定
324-II-006	利根川	泉川	袖山南ノ沢	岩瀬	大泉	未指定	未指定
324-II-007	利根川	泉川	袖山中ノ沢	岩瀬	大泉	未指定	未指定
324-II-008	利根川	泉川	袖山北沢	岩瀬	袖山	未指定	未指定
324-II-009	利根川	泉川	大泉北ノ沢	岩瀬	大泉	未指定	未指定
324-II-010	利根川	泉川	大泉南沢	岩瀬	大泉	未指定	未指定
324-II-011	利根川	泉川	飯淵北ノ沢	岩瀬	飯淵	未指定	未指定
324-II-012	利根川	泉川	飯淵東ノ沢	岩瀬	飯淵	未指定	未指定
324-II-013	利根川	大川	大内南ノ沢	岩瀬	門毛	未指定	未指定
324-II-014	利根川	大川	門毛中ノ沢	岩瀬	門毛	未指定	未指定
324-II-015	利根川	大川	金場西ノ沢	岩瀬	門毛	未指定	未指定
324-II-016	利根川	大川	金場北ノ沢	岩瀬	門毛	未指定	未指定
324-II-017	利根川	大川	金場東ノ沢	岩瀬	門毛	未指定	未指定
324-II-018	利根川	大川	長岡沢	岩瀬	門毛	未指定	未指定
324-II-019	利根川	大川	入坪沢	岩瀬	門毛	未指定	未指定
324-II-020	利根川	大川	東坂中ノ沢	岩瀬	門毛	未指定	未指定
324-II-021	利根川	大川	井上沢	岩瀬	門毛	未指定	未指定
324-II-022	利根川	大川	寺川沢	岩瀬	門毛	未指定	未指定
324-II-023	利根川	大川	入野新田東ノ沢	岩瀬	門毛	未指定	未指定
324-II-024	利根川	大川	篠ノ沢北沢	岩瀬	間中	未指定	未指定
324-II-025	利根川	布川	中山中ノ沢	岩瀬	中山	未指定	未指定
324-II-026	利根川	布川	無名沢1	岩瀬	池亀	未指定	未指定
324-II-027	利根川	桜川	川端東ノ沢	岩瀬	山口	未指定	未指定
324-II-028	利根川	桜川	中新田北ノ沢	岩瀬	山口	未指定	未指定
324-II-029	利根川	桜川	入新田中の沢	岩瀬	山口	未指定	未指定
324-II-030	利根川	桜川	鏡ヶ池沢	岩瀬	新田	未指定	未指定
324-II-031	利根川	桜川	入新田東沢	岩瀬	新田	未指定	未指定
324-II-032	利根川	桜川	北坪沢	岩瀬	坂本	未指定	未指定
324-II-033	利根川	筑輪川	高幡西ノ沢	岩瀬	高幡	未指定	未指定
324-II-034	利根川	筑輪川	高幡東ノ沢	岩瀬	高幡	未指定	未指定

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
				旧町村	大字		
324-II-035	利根川	筑輪川	原東ノ沢	岩瀬	猿田	未指定	未指定
324-II-036	利根川	筑輪川	新田中ノ沢	岩瀬	木植	未指定	未指定
324-II-037	利根川	筑輪川	新田東ノ沢	岩瀬	木植	未指定	未指定
324-II-038	利根川	筑輪川	御手洗西沢	岩瀬	木植	未指定	未指定
324-II-039	利根川	筑輪川	田上沢	岩瀬	今泉	未指定	未指定
324-II-040	利根川	筑輪川	滝の入沢	岩瀬	今泉	未指定	未指定
324-II-041	利根川	筑輪川	板敷南沢	岩瀬	木植	未指定	未指定
324-II-042	利根川	筑輪川	竹窪沢	岩瀬	猿田	未指定	未指定
324-II-043	利根川	筑輪川	山下沢	岩瀬	曾根	未指定	未指定
324-II-044	利根川	筑輪川	松田南沢	岩瀬	松田	未指定	未指定
324-II-045	利根川	筑輪川	山田東沢	岩瀬	西友部	未指定	未指定
503-II-001	利根川	桜川	無名沢1	真壁	椎尾	○	○
503-II-002	利根川	桜川	遠田沢	真壁	椎尾	○	
503-II-003	利根川	桜川	後川	真壁	東山田	○	○
503-II-004	利根川	桜川	無名沢2	真壁	田	○	○
503-II-005	利根川	二神川	島川	真壁	白井	○	○
504-II-001	利根川	谷部沢川	北谷部沢	大和	本木	○	○
504-II-002	利根川	谷部沢川	北谷部沢	大和	本木	○	○

## 6 - 9 山地災害危険地区

### (1) 山腹崩壊危険地区

平成 19 年 10 月現在

種 別	整理番号	所 在		位 置
		旧町村	大 字	
山腹崩壊	342	岩瀬	大泉	大泉堀内
山腹崩壊	343	岩瀬	大泉	大泉堀内
山腹崩壊	344	岩瀬	大泉	堀内大泉堀内
山腹崩壊	345	岩瀬	富谷	富谷
山腹崩壊	346	岩瀬	富谷	富谷
山腹崩壊	347	岩瀬	大坪	大坪
山腹崩壊	348	真壁	山尾	山尾寺下
山腹崩壊	349	真壁	山尾	山尾山ノ神
山腹崩壊	350	真壁	山尾	山尾山口
山腹崩壊	351	真壁	山尾	山尾山口
山腹崩壊	352	真壁	羽鳥	羽鳥北坪
山腹崩壊	353	真壁	椎尾	椎尾南椎尾
山腹崩壊	354	真壁	椎尾	椎尾椎尾山
山腹崩壊	355	真壁	山尾	篠の入山尾篠ノ入
山腹崩壊	356	真壁	端上	端上タコウツリ
山腹崩壊	357	大和	本木	本木雨引

### (2) 地すべり危険地区

平成 19 年 10 月現在

種 別	整理番号	所 在		位 置
		旧町村	大 字	
地すべり	81	岩瀬	大泉	大泉梅ヶ内奥
地すべり	82	岩瀬	門毛	門毛
地すべり	83	岩瀬	富谷	富谷
地すべり	84	真壁	桜井	端上
地すべり	85	真壁	桜井	端上
地すべり	86	真壁	椎尾	椎尾椎ノ尾

## (3) 崩壊土砂流出危険地区

平成19年10月現在

種 別	整理番号	所 在		位 置
		旧町村	大 字	
土砂流出	436	岩瀬	大泉	大泉
土砂流出	437	岩瀬	門毛	門毛
土砂流出	438	岩瀬	平沢	平沢枯木沢
土砂流出	439	岩瀬	池亀	池亀
土砂流出	440	岩瀬	坂本	坂本
土砂流出	441	岩瀬	堤ノ上	堤ノ上
土砂流出	442	岩瀬	猿田	猿田
土砂流出	443	岩瀬	水沼	水沼
土砂流出	444	岩瀬	堤ノ上	堤ノ上
土砂流出	445	岩瀬	山口	山口新田
土砂流出	446	岩瀬	山口	山口新田
土砂流出	447	岩瀬	平沢	平沢布川
土砂流出	448	岩瀬	犬田	犬田境
土砂流出	449	岩瀬	大泉	大泉
土砂流出	450	岩瀬	上城	上城水戸
土砂流出	451	岩瀬	上城	上城
土砂流出	452	真壁	椎尾	椎尾
土砂流出	453	真壁	椎尾	椎尾
土砂流出	454	真壁	山口	山口
土砂流出	455	真壁	上小幡	上小幡
土砂流出	456	真壁	酒寄	酒寄大鍋
土砂流出	457	真壁	山尾	山尾
土砂流出	464	真壁	田	田
土砂流出	458	大和	本木	本木雨引

## 7 危険物施設・毒性ガス

### 7-1 危険物製造所等の現況

#### (1) 給油取扱所（営業用）一般取扱所併設

地区	名 称	住 所	電話番号
岩	安達石油店	今泉 37-1	75-2746
	阿部石油(株)	鋤田 342-2	75-2092
	岩瀬農協給油所	友部 619	75-4662
	上野原給油所	上野原新田 220	75-1105
	江尻商店	友部 899-1	75-2438
	大泉給油所	大泉 889	75-0572
	菊池商店(有)	南飯田 953-1	75-2300
	北関東忠燃(株)ルート 50 いわせ SS	友部 770-1	75-5521
	酒寄給油所	岩瀬 24-3	75-2091
	酒寄商店(株)中泉給油所	中泉 339	75-0993
	瀬尾石油(有)	友部 191-1	75-2402
	太陽鋳油(株)50 号線岩瀬サービス	上野原新田 391-4	75-5561
	坪井商店	西桜川 2-26	75-3369
	坪井スタンド	西桜川	
	東京宇佐美(株)50 号線下館給油所	上野原新田 311-9	75-6091
	友常商店岩瀬東給油所	東桜川	76-0580
	中野屋石油岩瀬山口給油所	山口 564-1	75-4778
	日石石油岩瀬給油所	岩瀬 258	75-2134
	藤田商店	曾根 280-3	76-1368
	本多商店	加茂部 1	75-2221
ワンビシサービス(株)茨城営業所	青柳 1481-1	75-5562	
若色スタンド	久原 423-2	75-1810	
昭和金属工業(株)岩瀬工場	岩瀬 2120	76-1811	
大和	飯島商店	金敷 309-2	58-5618
	大和農協給油所	羽田 956-6	20-6155
	古橋石油店	本木 1605	58-5222
	坪井商店	羽田 992-3	58-5663
	増渕商店	高久 768-5	58-6294
	朝日屋商店	大曾根 562-1	58-5026
	日発運輸(株)築波(営)	大国玉高峠 3926	58-6051
	(株)石のイイジマ	高久 2115-5	20-6450
(有)大和交通	大国玉 6032-1	58-5646	
真壁	昭永化学工業(株)つくば工場	真壁町東矢貝 919	55-3791
	入江商店	〃 白井 523	55-0336
	森田商店	〃 椎尾 632	55-1300
	大関商店	〃 源法寺 985	55-1933
	エンケイマカベ(株)	〃 下小幡 35	55-1214
	東洋ビューティ(株)つくば工場	〃 東矢貝 922	54-1717
	藤永製菓(有)	〃 長岡 473-3	55-1235
	(株)柴尾製陶所	〃 東山田 40-1	55-1125
	(株)西岡本店	〃 田 6-1	55-1171
	横田商店	真壁町下谷貝 1698-2	55-2757
	ヤママサフーズ(株)	〃 東矢貝 248	55-3344
	鈴木醸造(株)	〃 古城 191	55-1161

地区	名 称	住 所	電話番号
真 壁	(有)臼井もき商店	// 亀熊 1946	55-0722
	真和葉たばこ生産組合	// 原方字秋山 517-5	55-5005
	北つくば農業共同組合真壁中央支店	// 塙世 79-1	55-1144
	大好製管	// 東山田 1470	55-3611
	村井醸造(株)	// 真壁 72	55-0005
	真壁葉たばこ生産モデル団地	// 塙世 1046-4	54-0718
	三菱マテリアル(株)	// 東矢貝 916	54-0430
	真壁コンクリート(株)	// 下谷貝 2016-3	55-2811
	植木製陶所	// 東山田 1415-2	55-0613
	広瀬製陶所	// 東山田 1522	55-0625
	山中製陶所	// 東山田 1425-1	55-0378
	塙世東部第1共同たばこ乾燥施設	// 塙世 967-2	55-4900
	ポパイ食品工業(株)	// 下谷貝 2376-1	54-0229
	真壁町役場	// 飯塚 911	55-1111
	(株)マカベアルミ	// 下谷貝 2546	55-0557
	(株)小林ダイカスト	// 細芝 276-1, 2	55-1421
	常陸ダイカスト	// 白井 112	54-0432
	(株)エールプランニング	// 飯塚 1027-1	55-3311
	(株)藤祥製菓	// 田 756-1	54-0803
	(株)タジマ	// 東矢貝 917	54-2221
	桜川市真壁福祉センター	// 山尾 604-1	54-2441
	桜川市南学校給食センター	// 亀熊 786-1	55-0668
	(有)金子昭商店	// 古城 194	55-0468
	(株)とみ商	// 塙世 954-1	55-3411
	(有)長石油	// 飯塚 229-1	55-0508
	(株)谷口本店	// 桜井 1-2	55-0018
	稲葉石油	// 亀熊 174-5	55-1839
	柳田商店	// 下谷貝 1730	54-0681
	山中給油所	// 源法寺 1009-2	55-3362
	(有)藤田商店	// 東矢貝 684	55-1003
	上野興業	// 下小幡 24-1	55-0084
	道興業	// 亀熊 968	55-2515
	東江運輸	// 東矢貝 623-1, 5	54-2575
大和田一夫	// 飯塚 10 番耕地 1016	55-5160	
高浜商店	// 真壁 208-1	55-0051	
石塚燃料店	// 真壁 376	55-0432	
上野商店	// 桜井 743-4	55-3355	

事業所台帳（桜川消防署 岩瀬管内）

番号	事業所名	所在地	施設区分	倍数	予防規定	備考
1	昭和金属工業(株)	桜川市岩瀬 2120	屋内貯蔵所	9.90		
	〃	〃	〃	9.99		
	〃	〃	〃	9.80		
	〃	〃	〃	9.00		
	〃	〃	〃	9.80		
	〃	〃	屋内タンク 貯蔵所	6.00		
2	酒井商店	桜川市中泉 535	屋内貯蔵所	15.30		
	〃	〃	第1種販売 取扱所	2.50		
3	東芝ライテック(株)鹿沼工場	桜川市南飯田 862	屋内貯蔵所	19.10		
	東芝ライテック(株)横須賀 工場（賃貸:岩瀬プリ ンス電材(株)）	〃	一般取扱所	1.00		
4	(有)アダチペイント	桜川市上野原地新田 400-3	屋内貯蔵所	9.50		
5	くるす運輸(有)	桜川市南飯田 332-1	屋内貯蔵所	3.00		
	〃	〃	給油取扱所	9.60		
6	(株)小堀製作所	桜川市友部 1516	屋内貯蔵所	6.63		
	〃	〃	〃	6.63		
7	(株)阿部石油	桜川市楯田 342-2	屋外タンク 貯蔵所	10.00		
	〃	〃	〃	20.00		
	〃	〃	〃	20.00		
	〃	〃	地下タンク 貯蔵所	20.00		
	〃	〃	給油取扱所	120.80	有	
	〃	〃	一般取扱所	1.00		
	〃	〃	〃	3.00		
8	スパンクリートコーポレー ション(株)岩瀬工場	桜川市岩瀬 2161-1	屋外タンク 貯蔵所	10.00		
	〃	〃	地下タンク 貯蔵所	10.00		
9	片倉コープアグリ(株)	桜川市亀岡字向原 960	屋外タンク 貯蔵所	10.00		
	〃	〃	一般取扱所	1.20		
10	(株)武井工業所	桜川市間中字向原 512-38	屋外タンク 貯蔵所	9.90		
	〃	〃	給油取扱所	9.50		
	〃	桜川市間中 512-38	屋外タンク 貯蔵所	5.00		
11	五月女鋳業(有)岩瀬工場	桜川市富谷 2216	屋外タンク 貯蔵所	10.00		
	〃	〃	屋外貯蔵所	3.83		
	〃	〃	給油取扱所	9.60		
	〃	〃	一般取扱所	1.22		
12	石田道路(株)	桜川市上野原地新田 151-2	屋外タンク	15.00		

番号	事業所名	所在地	施設区分	倍数	予防規定	備考
			貯蔵所			
	〃	〃	一般取扱所	2.69		
13	介護老人保健施設 さざんか荘	桜川市亀岡字神明前 992	屋内タンク貯蔵所	3.00		
14	(有)富谷ゴム工業	桜川市富谷 1833	屋内タンク貯蔵所	5.00		
	〃	〃	〃	10.00		
15	県西総合病院	桜川市楯田 604	地下タンク貯蔵所	10.00		
	〃	〃	〃	6.00		
	〃	〃	〃	8.00		
16	筑北環境衛生組合	桜川市長方 1260	地下タンク貯蔵所	12.50		
	〃	〃	〃	5.00		
17	(株)筑波学園ゴルフ倶楽部	桜川市堤上字南戸屋 389	地下タンク貯蔵所	5.00		
	〃	桜川市堤上 385	給油取扱所	3.60		
18	(有)SGP ホールディングス	桜川市門毛大内 2167 他	地下タンク貯蔵所	4.00		
19	うら筑波観光開発(株)	桜川市上野原地新田字上野原 240	地下タンク貯蔵所	5.00		
20	桜川市総合運動公園屋内プール	桜川市岩瀬番匠免 2685-12 他 44 筆	〃	2.00		
	桜川市岩瀬総合体育館	桜川市岩瀬 2685-12 他 44 筆	〃	2.00		
21	(株)泉建工	桜川市中泉字飯島 780	地下タンク貯蔵所	3.00		
22	(株)かさまゴルフ	桜川市高幡 426	地下タンク貯蔵所	7.50		
	〃	桜川市猿田字荒田入 359	給油取扱所	3.44		
23	岩瀬郵便局	桜川市岩瀬字岩瀬 71-1 他	地下タンク貯蔵所	1.50		
24	桜川市岩瀬総合福祉センター	桜川市楯田字合ノ田 612	地下タンク貯蔵所	3.00		
25	亜細亜観光(株)	桜川市上野原新田字上野原 225-イ～ト・226-イ	地下タンク貯蔵所	6.00		
26	(医)鴻仁会上の原病院	桜川市上野原地新田 154-1	地下タンク貯蔵所	2.00		
	〃	桜川市上野原地新田 159-2	〃	2.47		
27	(株)酒寄商店(賃貸(株)パイオニア石油)	桜川市中泉字星の宮 339-1	移動タンク貯蔵所	2.00		
	〃	〃	〃	2.00		
	(株)パイオニア石油	〃	〃	70.00		
28	(有)上野原給油所	桜川市上野原地新田 200	移動タンク貯蔵所	3.00		
	〃	〃	〃	3.00		
	〃	〃	〃	3.00		
	〃	〃	給油取扱所	134.40	有	
	〃	〃	一般取扱所	9.60		

番号	事業所名	所在地	施設区分	倍数	予防規定	備考
29	(有) 菊池商店	桜川市南飯田 985	屋外貯蔵所	1.33		
	〃	桜川市南飯田 955-1	給油取扱所	116.15	有	
30	渡辺石油店	桜川市岩瀬 258	給油取扱所	154.62	有	
31	富谷牛乳 (株)	桜川市富谷 279-1	給油取扱所	28.80		
32	若色石油店	桜川市久原 423-2	給油取扱所	57.50	有	
33	安達すみ子	桜川市今泉 37-1	給油取扱所	73.55	有	
34	大泉砕石 (株)	桜川市大泉伊保田原 890-1	給油取扱所	53.00		
	〃	桜川市飯渕 328	給油取扱所	19.20		
	〃	〃	〃	100.00		
35	(有) 東飯運輸	桜川市南飯田 757-3	給油取扱所	19.20		
36	JXTG エネルギー (株)	桜川市上野原地新田 391-4	給油取扱所	400.99	有	
	〃	桜川市友部 872	〃	290.00	有	
37	(有) TGPホールディングス	桜川市門毛 1199	給油取扱所	57.60		
38	足立建設 (株) 桜川営業所	桜川市加茂部字西沢 408-1	給油取扱所	9.60		
39	(株) 宇佐美鉱油	桜川市上野原地新田字上野原 311-9	給油取扱所	271.00	有	
40	(株) 太陽運送	桜川市大月字西原 444-1	給油取扱所	38.40		
41	石塚建材興業 (株)	桜川市門毛 1933	給油取扱所	38.40		
42	(株) 坪井商店	桜川市西桜川二丁目 26, 27 番地	給油取扱所	261.50	有	
	〃	桜川市西桜川二丁目 43-3	一般取扱所	29.50		
43	小泉運輸 (有)	桜川市長方 184	給油取扱所	30.00		
44	(株) 長谷川運送	桜川市上城字淡井 326 番地 1	給油取扱所	29.50		
45	江尻石油店	桜川市友部字木曾 896-2	一般取扱所	9.50		
46	アイアグリ (株)	桜川市明日香三丁目 37-3	一般取扱所	29.50		
47	(株) コメリ	桜川市長方字星ノ宮 1155-6 他	一般取扱所	29.50		
	ジェイエイ北つくば燃料 (株)	桜川市青柳字中畑ケ 384 番地、383 番地 1	給油取扱所	336.00	有	

## 事業所台帳（桜川消防署 大和管内）

番号	事業所名	所在地	施設区分	倍数	予防規定	備考
1	(株) つくばイワサキ (賃貸により変更、所有は 岩崎電気(株))	桜川市高森 1121-11	屋内貯蔵所	9.78		
2	(株) マーレフィルターシ ステム茨城工場	桜川市高森 1179	屋内貯蔵所	8.80		
3	(株) スミハツ	桜川市高森 1158	屋内貯蔵所	4.49		
	〃	〃	〃	26.39		
	〃	〃	〃	9.97		
	〃	〃	屋外タンク 貯蔵所	10.00		
	〃	〃	〃	15.00		
	〃	〃	地下タンク 貯蔵所	25.00		
	〃	〃	屋外貯蔵所	8.33		
	〃	〃	一般取扱所	8.65		
	〃	〃	〃	95.78	有	
	〃	〃	〃	15.61	有	
4	黒沢建設(株)	桜川市高森 1179-6	屋外タンク 貯蔵所	4.90		
5	大和ふれあいセンターシ トラス	桜川市羽田字打越 989-1 他	地下タンク 貯蔵所	1.90		
6	社会福祉法人敬和会(ひだ まりの家やまと)	桜川市大国玉字山田新田 4514-2	地下タンク 貯蔵所	5.00		
7	さくらがわ地域医療センタ ー(二重殻)	桜川市高森 1000	地下タンク 貯蔵所	3.00		
	さくらがわ地域医療センタ ー(二重殻)	〃	〃	7.00		
	さくらがわ地域医療センタ ー	〃	一般取扱所	2.52		
8	ミライフ(株)	桜川市阿部田 216-59	移動タンク 貯蔵所	2.00		
	〃	〃	〃	3.70		
9	ジェイエイ北つくば燃料 (株)	桜川市羽田 956-5・-6・-8	給油取扱所	####	有	
10	飯島敏雄商店	桜川市金敷 309-2	給油取扱所	45.22	有	
11	増渕 栄	桜川市高久 768-5	給油取扱所	45.11	有	
12	坪井商店	桜川市羽田 992-3	給油取扱所	####	有	
13	日発運輸(株)	桜川市大国玉字高峠 3926・ 3973-1	給油取扱所	19.20		
14	飯島隆裕	桜川市高久 2115-5	給油取扱所	21.12		
15	(有) 古橋商店	桜川市本木 1605-12	一般取扱所	19		



番号	事業所名	所在地	施設区分	倍数	予防規定	備考
	〃	〃	給油取扱所	80	有	
	〃	〃	一般取扱所	4		
	〃	桜井 765	屋外貯蔵所	5.3		
	〃	〃	給油取扱所	73	有	
9	真和葉たばこ生産組合	原方 517-5	屋外タンク貯蔵所	3		
10	大好製管	東山田 1470	屋外タンク貯蔵所	5		
11	村井酒造 (株)	真壁 72	屋外タンク貯蔵所	6.3		
	〃	〃	〃	6.3		
12	真壁コンクリート (株)	下谷貝 2016-3	屋外タンク貯蔵所	5		
13	植木製陶所	東山田 1415-2	屋内タンク貯蔵所	1.4		休止
14	北つくば農業協同組合真壁中央支店	塙世 82	地下タンク貯蔵所	10		
15	上野商店	桜井 743	地下タンク貯蔵所	30		
	〃	桜井 743-4	一般取扱所	9.5		
	〃	〃	〃	4		
16	(有) 金子商店	古城 194	移動タンク貯蔵所	1		
	〃	古城 193-1	屋外貯蔵所	4		休止
	(有) 金子昭商店	古城 194-1	給油取扱所	83	有	
17	(株) 谷口本店	長岡 258	給油取扱所	86	有	
	〃	飯塚 1002	〃	115	有	
18	柳田商店	下谷貝 1730	給油取扱所	72	有	
	〃	下谷貝 1703-4	一般取扱所	9.5		
19	(有) 藤田商店	東矢貝 689	給油取扱所	67	有	
20	道興業	亀熊 968	自家給油取扱所	40		
21	(有) 金子昭商店 (下谷貝)	下谷貝 2264-4	給油取扱所	222	有	
22	(株) イイダ	東矢貝 623-1・623-5	自家給油取扱所	29		
23	(有) 臼井もき商店 (椎尾)	椎尾 2209-1	給油取扱所	86	有	
24	大和田商店	飯塚 10	給油取扱所	162	有	
25	高浜商店	真壁 203-1	一般取扱所	9.5		
26	石塚燃料店	真壁 376	一般取扱所	9.7		
	(株) 田島ルーフィング	東矢貝 917	地下タンク貯蔵所	18		
	〃	〃	〃	5		
	〃	〃	〃	5		
	〃	〃	屋外貯蔵所	5.8		
	〃	〃	一般取扱所	9.2		
	田島ルーフィング (株)	〃	屋内貯蔵所	5.3		

(2) 煙火製造所

番号	対象物区分	構造・面積	許可品名・数量	現在数量	設備・その他
大 和	火薬庫	コンクリートブロック 1F 13.2 m <sup>2</sup>	火薬 500kg	445.3kg	防火用水、モーターサイレン (96-9ホン) (防災)
	一時置場	木造モルタル 1F 13.2 m <sup>2</sup>	火工品 125kg	120.2kg	(星薬、割薬、雷薬)
	配合所	コンクリートブロック 1F 9.9 m <sup>2</sup>	火薬 35kg	0kg	防火用水
	作業所 (工室)	木造モルタル 1F 33.0 m <sup>2</sup>	火薬 火工品 50kg	0kg	防火用水
	星掛室	木造トタン 1F 7.3 m <sup>2</sup>	火薬 25kg	0kg	防火用水
	乾燥室		火工品 140kg		防火用水
	放冷室	木造トタン 1F			

(3) 危険物製造所等の現況

施設区分 地区名	計	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					事 業 所 数	
			小 計	屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	小 計	給 油 (自)	販 売 (第 一)	販 売 (第 二)	移 送		一 般
桜川市	194	3	118	23	29	5	32	—	9	20	73	47 (20)	1	—	—	25	90
岩瀬地区	91	—	51	11	9	4	19	—	6	2	40	28 (16)	1	—	—	11	48
真壁地区	76	3	51	7	17	1	8	—	1	17	22	13 (2)	—	—	—	9	27
大和地区	27	—	16	5	3	—	5	—	2	1	11	6 (2)	—	—	—	5	15

(令和元年7月10日現在)

## 7-2 火薬等取締対象施設の現況

対象別 市町村別	火薬類			猟銃等			火薬庫						高圧ガス							
	販売	販売 (紙)	製造	製造	販売	一級	二級	三級	煙火	がん具 煙火	実砲庫	庫外 貯蔵所	製造所				貯蔵所	販売所	容器 検査所	
													製造 一種	製造 二種	冷	凍				計
															一種	二種				
桜川市	-	2	1	-	-	11	-	2	-	-	2	-	4	7	-	10	21	7	29	-

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

注：高圧ガス

- 1 製造所欄は事業所数
- 2 貯蔵所は第 1 種貯蔵所＋第 2 種貯蔵所の数
- 3 販売所は一般高圧ガスの販売所数

## 8 自動車保有状況

No	保管 庁舎	管理施設名称	車両名	登録ナンバー			
1	大和	集中管理	01号車 プリウス	つくば	300	た	2451
2	大和	集中管理	02号車 プリウス	つくば	300	た	2453
3	大和	集中管理	03号車 プリウス	つくば	300	た	2454
4	大和	集中管理	05号車 ノート	つくば	533	せ	611
5	大和	集中管理	06号車 アルト	つくば	580	ね	8405
6	大和	集中管理	07号車 ハイゼット	つくば	480	く	6243
7	大和	集中管理	08号車 マーチ	つくば	535	せ	3939
8	大和	集中管理	09号車 ADエキスパートバン	つくば	400	せ	268
9	大和	集中管理	10号車 マーチ	つくば	535	そ	3939
10	大和	集中管理	11号車 マーチ	つくば	500	ひ	5044
11	大和	集中管理	12号車 セレナ	つくば	500	め	2592
12	大和	集中管理	28号車 ハイエースワゴン	水戸	300	と	9009
13	大和	集中管理	29号車 ハイエースワゴンD	つくば	300	は	9304
14	大和	総務課	エブリィ	つくば	480	く	3643
15	大和	財政課	いすゞガーラ (庁用バス)	水戸	230	さ	765
16	大和	財政課	エヌバン	つくば	480	こ	5261
17	大和	秘書広報課	アルファード	つくば	300	ふ	3884
18	大和	秘書広報課	エブリィ	つくば	480	か	6726
19	大和	秘書広報課	クラウンマジェスタ	土浦	300	そ	1712
20	大和	建設課	いすゞダンプ	つくば	400	す	128
21	大和	建設課	エキスパート (指令車)	水戸	800	さ	5951
22	大和	建設課	エルフ	土浦	44	ゆ	920
23	大和	建設課	エルフダンプ	つくば	400	す	5165
24	大和	建設課	サクシードバン	つくば	400	そ	1074
25	大和	建設課	日野ダンプ	つくば	431	ひ	55
26	大和	都市整備課	アベニールバン (MT)	土浦	44	り	982
27	大和	都市整備課	サクシードバン	つくば	400	す	7737
28	大和	やまと認定こども園	ハイゼットカーゴ	つくば	480	く	8426
29	大和	やまと認定こども園	マイクロバス	土浦	22	さ	1804
30	大和	収税課	アベニールバン	土浦	44	り	7743
31	大和	収税課	プリウス	つくば	300	た	2455
32	大和	学校給食センター	ADバン	水戸	400	そ	7604
33	大和	地域開発課	サニー	土浦	500	ぬ	4855
34	大和	企画課	ハイゼットカーゴ	つくば	480	け	9111
35	大和	企画課	ハイゼットカーゴ	つくば	480	け	9112
36	岩瀬	集中管理	01号車 マーチ	つくば	500	ふ	3052
37	岩瀬	集中管理	02号車 ハイゼットカーゴ	つくば	483	ま	3939
38	岩瀬	集中管理	05号車 マーチ	つくば	535	た	3939
39	岩瀬	集中管理	06号車 セレナ	つくば	500	ふ	3051
40	岩瀬	集中管理	07号車 プリウス	つくば	300	た	1998
41	岩瀬	集中管理	08号車 プリウス	つくば	300	た	1999
42	岩瀬	集中管理	09号車 プリウス	つくば	300	た	2458
43	岩瀬	議会事務局	ロイヤルクラウンHV2.5	つくば	300	の	2032
44	岩瀬	岩瀬公民館	プリメーラ	土浦	52	つ	4961
45	岩瀬	スポーツ振興課	エブリィ	つくば	480	く	3665
46	岩瀬	スポーツ振興課	エブリィ (ダンプ)	つくば	480	く	4137
47	岩瀬	スポーツ振興課	ADバン	水戸	45	せ	3527
48	岩瀬	総合窓口課	日野セレガ (庁用バス)	つくば	230	さ	3939
49	岩瀬	岩瀬認定こども園	ハイゼットカーゴ	つくば	480	く	8424
50	岩瀬	岩瀬東部認定こども園	ハイゼットカーゴ	つくば	480	く	8425

No	保管 庁舎	管理施設名称	車両名	登録ナンバー			
51	岩瀬	生活環境課	いすゞトラック	つくば	400	さ	7139
52	岩瀬	生活環境課	アクティ(軽トラ)	土浦	40	み	6273
53	岩瀬	生活環境課	エブリィ	つくば	480	か	9220
54	岩瀬	生活環境課	カルディナ バン	水戸	45	そ	1585
55	岩瀬	生活環境課	キャリィ(軽トラック)	つくば	480	う	4383
56	岩瀬	生活環境課	サクシードバン(指導車)	つくば	400	せ	1511
57	岩瀬	生活環境課	スズキ キャリィ	つくば	480	あ	7350
58	岩瀬	やすらぎの里	アクティトラック	水戸	40	ほ	3533
59	真壁	集中管理	02号車 プリウス	つくば	300	た	2001
60	真壁	集中管理	03号車 プリウス	つくば	300	た	2002
61	真壁	集中管理	04号車 プリウス	つくば	300	た	2003
62	真壁	集中管理	08号車 ステップワゴン	土浦	500	め	1057
63	真壁	集中管理	17号車 キャリートラック4WD	つくば	480	う	3764
64	真壁	学校教育課	クラウン	土浦	330	ら	2003
65	真壁	学校教育課	日野セレガ(教育バス)	土浦	22	さ	1664
66	真壁	教育指導課	プリウス	土浦	300	ま	3664
67	真壁	教育指導課	マーチ	つくば	500	ふ	3053
68	真壁	商工観光課	エブリィ	つくば	480	か	6729
69	真壁	農林課	エブリィ(4WD)	つくば	480	く	3641
70	真壁	農林課	キャリィ(軽トラ)	つくば	480	く	6039
71	真壁	農林課	13号車 パートナー	土浦	400	さ	9217
72	真壁	生涯学習課	エブリィ	つくば	480	え	6492
73	真壁	生涯学習課	エブリィ	つくば	480	え	8914
74	真壁	生涯学習課	セレナワゴン	水戸	59	た	575
75	真壁	生涯学習課	ハイゼットカーゴ	つくば	483	む	3939
76	真壁	生涯学習課	ラルゴ	土浦	33	る	4326
77	真壁	桜川中学校	ハイゼットトラック	土浦	41	く	7203
78	真壁	スポーツ振興課	キャリートラック	土浦	41	く	7023
79	真壁	まかべ幼稚園	マイクロバス	土浦	200	さ	486
80	真壁	まかべ幼稚園	ミラ	土浦	41	え	1660
81	真壁	総合窓口課	ハイゼットカーゴ	つくば	483	み	3939
82	真壁	総合窓口課	09号車 エブリィ	つくば	480	え	8915
83	真壁	下水道課	カローラフィルダー	つくば	500	ち	6499
84	真壁	下水道課	パートナー	土浦	400	す	9208
85	真壁	水道課	ADエキスパートGX	つくば	400	せ	8203
86	真壁	水道課	アクティトラック	土浦	40	や	6128
87	真壁	水道課	エブリィ	つくば	480	き	9269
88	真壁	水道課	スズキアルト	つくば	580	う	9910
89	真壁	水道課	スズキエブリィ	つくば	480	あ	2452
90	真壁	水道課	ハイゼットトラック	土浦	480	い	9783
91	真壁	水道課	ミラ	土浦	41	う	3696
92	真壁	桃山中学校	アクティトラック	つくば	480	え	1222
93	真壁	桃山中学校	スズキ	土浦	41	こ	2828
94	真壁	農業委員会	ヴィッツ	つくば	500	ち	1790
95	真壁	経済部	サクシードバン	つくば	430	す	1910
96	真壁	経済部	パートナー	土浦	400	す	68
97	消防用	個別管理	01消防自動車(いすゞ)	つくば	830	せ	1801
98	消防用	個別管理	02消防自動車(いすゞ)	水戸	88	に	6275
99	消防用	個別管理	03消防自動車(ニッサン)	つくば	800	さ	1514
100	消防用	個別管理	04消防自動車(いすゞ)	つくば	830	さ	704
101	消防用	個別管理	05消防自動車(いすゞ)	つくば	830	さ	1305
102	消防用	個別管理	06消防自動車(日野)	つくば	830	さ	1406
103	消防用	個別管理	07消防自動車(いすゞ)	つくば	830	さ	1707
104	消防用	個別管理	08消防自動車(いすゞ)	つくば	830	さ	1708
105	消防用	個別管理	09消防自動車(いすゞ)	水戸	800	す	1735

No	保管 庁舎	管理施設名称	車両名	登録ナンバー			
106	消防用	個別管理	1 0 消防自動車 (いすゞ)	つくば	830	せ	1710
107	消防用	個別管理	1 1 消防自動車 (いすゞ)	つくば	830	さ	1011
108	消防用	個別管理	1 2 消防自動車 (いすゞ)	水戸	800	す	1784
109	消防用	個別管理	1 3 消防自動車 (いすゞ)	つくば	830	す	1713
110	消防用	個別管理	1 4 消防自動車 (いすゞ)	水戸	800	さ	9150
111	消防用	個別管理	1 5 消防自動車 (いすゞ)	つくば	830	さ	715
112	消防用	個別管理	1 6 消防自動車 (いすゞ)	つくば	830	さ	1216
113	消防用	個別管理	1 7 消防自動車 (日野)	水戸	830	ち	119
114	消防用	個別管理	1 8 消防自動車 (日野)	土浦	830	ち	18
115	消防用	個別管理	1 9 消防自動車 (ニッサン)	土浦	830	さ	819
116	消防用	個別管理	2 0 消防自動車 (いすゞ)	つくば	830	す	1020
117	消防用	個別管理	2 1 消防自動車 (日野)	土浦	830	せ	21
118	消防用	個別管理	2 2 消防自動車 (いすゞ)	つくば	800	さ	1515
119	消防用	個別管理	2 3 消防自動車 (いすゞ)	つくば	830	さ	1223
120	消防用	個別管理	2 4 消防自動車 (日野)	つくば	830	さ	1424
121	消防用	個別管理	2 5 消防自動車 (いすゞ)	つくば	830	さ	1125
122	消防用	個別管理	2 6 消防自動車 (ニッサン)	土浦	800	さ	1955
123	消防用	個別管理	2 7 消防自動車 (日野)	土浦	830	ち	27
124	消防用	個別管理	2 8 消防自動車 (いすゞ)	土浦	830	な	4
125	消防用	個別管理	2 9 消防自動車 (ニッサン)	土浦	800	さ	1956
126	消防用	個別管理	3 0 消防自動車 (ニッサン)	土浦	830	さ	830
127	消防用	個別管理	3 1 消防自動車 (いすゞ)	つくば	830	さ	1331
128	消防用	個別管理	3 2 消防自動車 (いすゞ)	つくば	830	す	1632
129	消防用	個別管理	3 3 消防自動車 (いすゞ)	土浦	830	に	9
130	消防用	個別管理	3 4 消防自動車 (ニッサン)	つくば	800	さ	4914
131	消防用	個別管理	3 5 消防自動車 (いすゞ)	つくば	830	せ	1835
132	消防用	個別管理	3 6 消防自動車 (ニッサン)	土浦	88	に	6334
133	消防用	防災課	サファリ (消防指令車)	土浦	88	す	5666
134	消防用	防災課	消防自動車エスクード	水戸	88	せ	4965
135	消防用	防災課	消防自動車 (指令車) プレサージュ	土浦	800	さ	8082
136	保健福祉部	集中管理	ADバン (日赤)	土浦	44	る	4565
137	保健福祉部	集中管理	ADバン (日赤)	土浦	400	す	2788
138	保健福祉部	集中管理	ADバン (日赤)	水戸	400	せ	7510
139	保健福祉部	集中管理	エブリィ	水戸	41	く	6407
140	保健福祉部	集中管理	カローラバン (競輪補)	水戸	45	せ	5822
141	保健福祉部	集中管理	ハイゼットカーゴ	つくば	480	け	2585
142	保健福祉部	集中管理	ハイゼットカーゴ	つくば	480	け	2586
143	保健福祉部	集中管理	ボンゴバン (日赤)	つくば	400	せ	2326
144	保健福祉部	集中管理	マーチ (競輪補)	土浦	500	ら	4550
145	保健福祉部	集中管理	ADエキスパートバン	つくば	400	せ	269
146	保健福祉部	集中管理	ADバン	水戸	45	さ	8130
147	保健福祉部	集中管理	ADバン	つくば	400	す	1969
148	保健福祉部	集中管理	ADバン (日赤)	土浦	400	ち	534
149	保健福祉部	児童福祉課	児童福祉課専用車両	つくば	480	か	9726
150	保健福祉部	健康推進課	アルト	つくば	580	な	8317
151	保健福祉部	社会福祉課	エブリィ	つくば	480	か	6728
152	保健福祉部	社会福祉課	ハイゼットカーゴ (日赤)	つくば	480	こ	1697
153	土地改良区	土地改良事務局	カローラフィールダー	水戸	501	す	6646
154	土地改良区	土地改良事務局	タウンエース	つくば	400	さ	6931
155	土地改良区	土地改良事務局	ハイゼットカーゴ	つくば	480	う	4171
156	土地改良区	土地改良事務局	パッソ	つくば	500	は	2847
157	貸出車	社会福祉協議会	アクティトラック	土浦	40	る	9965

桜川市資料

## 9 災害時医療・災害時要援護者

### 9-1 広域災害・救急医療情報システム参加医療機関(緊急告示医療機関)

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号
さくらがわ地域医療センター	高森 1000	内・小・外・整・皮膚・泌尿器・産・耳	0296-54-5100

(令和元年. 11. 1 現在)

### 9-2 病院一覧

病医院名	診療科目	住 所	電 話	
岩瀬地区	平島医院	内・小・循環	岩瀬 198	75-2510
	袖山医院本院	内・皮膚・小・循環	西桜川 1-43	75-2019
	せいかん荘クリニック	神・循環・内	岩瀬 1540	76-1818
	上の原病院	内・呼・眼・精・神・胃・放・外・肛・皮膚・泌尿器・診療内科・循環・整外・リハ	上野原地新田 159-2	75-3128
	鏑木クリニック	外・胃・内・小	加茂部 4-1	76-3131
大和地区	さくらがわ地域医療センター	内・小・外・整・皮・泌・産・耳	高森 1000	54-5100
	延島クリニック	内・呼・消・循環・小・外・耳・皮・肛	東飯田 658	58-5058
	大和クリニック	内・外・リハ・放射・皮	大国玉 2513-12	58-7788
真壁地区	阿部田医院	内・神・小	真壁町亀熊 123-1	55-0305
	大塚医院	内・外・泌尿器・皮・小	真壁町亀熊 1900	55-0512
	田崎内科医院	内・小	真壁町田 268-1	55-2511
	つくし野クリニック	内・消化器・循環・呼・小	真壁町椎尾 2022	20-7755
	内科宮本医院	内・小・循環・消化器	真壁町古城 229-1	55-0101
	なかはら整形外科医院	整外・外・内・リハ	真壁町飯塚 496-1	23-9955
	仁保内科医院	内・循環・小	真壁町真壁 425	23-8088
	根本医院	内・小	真壁町真壁 202	55-0027

(令和元年. 12. 1 現在)

### 9 - 3 医療品供給施設（薬剤師）

薬局名	住所	電話	F A X	備考
イナミ薬局	友部 1026-1	75-1732	75-1732	
ウエルシア薬局岩瀬富士見台店	富士見台 1 丁目 20	70-8028		
ウエルシア薬局岩瀬御領店	御領 1 丁目 23	70-8048		
ホームフジイ薬局	明日香 1 丁目 54	75-1541	76-2389	
アイン薬局桜川店	高森 1024	45-5311		
アイセイ薬局さくらがわ店	高森 1023-3	58-8700		
協和調剤薬局上野原支局	上野原地新田 181-3	70-8155	70-8156	
深谷薬局	本木 2109-1	58-7237	58-7237	
ろはす薬局	東飯田 597-3	49-8206		
S F C 薬局真壁中央店	真壁町古城 259-3	55-5300	55-5353	
桜井薬局	真壁町真壁 186-1	55-0243		
さらさ調剤薬局	真壁町真壁 426-2	54-2121	54-2121	
出川薬局	真壁町真壁 347	55-3257 55-0175	55-3257	
ウエルシア薬局真壁飯塚店	真壁町飯塚 998	20-7418		
パワー調剤薬局真壁店	真壁町飯塚 1007-3	23-8787	23-8778	
大和屋薬局	真壁町飯塚 49	55-0136	55-0136	
アイセイ薬局真壁店	真壁町亀熊 123-4	20-7085		
大木薬局	真壁町田 143-4	55-2109		

## 9 - 4 歯科診療所一覧

歯科診療所名	住所	電話
とびた歯科クリニック	富士見台 2-108	70-4618
やなぎだ歯科	西飯岡 539-4	76-3700
ひびの歯科	南飯田 929-3	70-8218
太田歯科医院	岩瀬 21-2	75-6480
目黒歯科医院	岩瀬 143	75-3243
仁平歯科医院	岩瀬 119-4	76-1336
磯部歯科医院	友部 816-33	75-2451
堀歯科クリニック	明日香 1-50 タカダコーポ	70-8088
富士見台歯科	富士見台 2-72-1	75-0418
白土歯科	青木 1433-1	20-6480
ナカタ歯科医院	本木 1969-1	58-5888
山王歯科	高森 1027	48-6601
青木歯科診療所	真壁町古城 74	55-0421
吾妻歯科医院	真壁町飯塚 909-2	54-1038
枝歯科医院	真壁町田 306-4	55-0053
えのきど歯科	真壁町飯塚 542-6	55-5454
きなみ歯科医院	真壁町椎尾 1619	54-1082
桜井歯科医院	真壁町真壁 381-1	55-0043
土井歯科クリニック	真壁町亀熊 1897-1	55-5333
中川歯科医院	真壁町真壁 179	55-1131
ふるはし歯科医院	真壁町上小幡 19-1	54-1184

## 10 保健・衛生

### 10-1 ごみ処理施設

#### (1) ごみ焼却施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	240（t/日）	連続	15.3

※ 注 処理方式「連続」は連続燃焼炉である。

#### (2) 粗大ごみ処理施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島 658	50（t/日）	併用	15.3

※ 注 処理方式「併用」とは、可燃性、不燃性粗大ごみを併せて破砕処理する施設である。

### 10-2 し尿処理施設

組合名（構成地区）	所在地	規模 kl/日	処理方式	竣工(使用開始) 年月
筑北環境衛生組合 （笠間市・桜川市の内岩瀬地区・ 大和地区、筑西市の内協和地区）	桜川市長方 1245	100	標・脱	61.3

### 10-3 火葬場

	施設名	所在地	電話番号
火葬	きぬ聖苑 （筑西広域事務組合）	〒308-0855 茨城県筑西市下川島 655 番地 1	TEL 0296-33-6635 FAX 0296-33-6633

# 11 備 蓄

## 11-1 県西地区防災活動拠点防災備蓄一覧

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
乾パン	38,000 食	パン	21,000 食	おかゆ	3,800 食
飲料水	3,868 ㍓	毛布	11,050 枚	寝袋	100 箇
防災シート	3,600 枚	浄水器	3 基	ヘルメット	200 箇
大ハンマー	30 丁	スコップ	3 丁	ランタン	60 丁
バール	30 丁				

茨城県（県西地区防災活動拠点）

## 12 災害救助法の適用

### 12-1 災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 310円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超えて加算できる。	災害発生の日から7日以内  *但し、内閣総理大臣の承認により期間延長あり	1 費用は、避難所の設置維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,530,000円以内  3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡ 2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,040円以内	災害発生の日から7日以内  *但し、内閣総理大臣の承認により期間延長あり	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内  *但し、内閣総理大臣の承認により期間延長あり	1 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内  *ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考		
		区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	
		全壊 全焼 流出	夏 17,800 冬 29,400	22,900 34,100	33,700 53,100	40,400 62,100	51,200 78,100	7,500 10,700	
		半壊 半焼 床上浸水	夏 5,800 冬 9,400	7,800 12,300	11,700 17,400	14,200 20,600	18,000 26,100	2,500 3,400	
医療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・社会保険診療 報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額内	災害発生の日から 14日以内  *但し、内閣総理大臣 の承認により期間延 長あり	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした 者であって、災害のため 助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及 び流産を含み現に助産を 要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用し た衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金 の100分の80以内の額	分べんした日から7 日以内  *但し、内閣総理大臣 の承認により期間延 長あり	妊婦等の移送費は、別途計上					
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内  *但し、内閣総理大 臣の承認により期間 延長あり	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取り 扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上					
災害にかかっ た住宅の応急 処理	1 住宅が半壊(焼)し、 自らの資力により応急修 理をすることができない 者 2 大規模な補修を行わ なければ居住することが 困難である程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事後及び便所等日常生活に 必要最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1 ヶ月以内						
学用品の供与	住宅の全壊(焼)流失半壊 (焼)又は床上浸水によ り、学用品を喪失又は毀 損し、就学上支障のある 小学校児童及び中学生生 徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で 教育委員会に届出又はその承認を 受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当 り次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給する。					
埋葬	災害の際死亡した者を対 象にして実際に埋葬を実 施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 206,000円 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四圍の事情により、すでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 *但し、内閣総理大臣の承認により期間延長あり	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一 *既存建物借上費 時 通常の実費 保 存 *既存建物以外 1体当たり5,200円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり133,900円以内	災害発生の日から10日以内 *但し、内閣総理大臣の承認により期間延長あり	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり ・医師、歯科医師23,300円以内 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師及び歯科衛生士16,200円以内 ・保健師、助産師、看護師及び准看護師16,600円以内 ・救急救命士16,300円以内 ・土木技術者、建築技術者17,100円以内 ・大工17,100円以内 ・佐官17,800円以内 ・とひ職17,400円以内	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

## 12-2 災害救助法適用基準世帯数一覧表及び被害状況報告表

市町村	区 分	人 口	被害世帯数		
			A	B	
桜	川	市	42,632	60	30

- 注) 1 人口は、平成27年国勢調査による人口とし、国勢調査期日以後において市町村の廃置分合があった場合には、知事が告示した人口による。
- 2 Aは災害救助法施行令第1条第1項第1号に規定する被害世帯数であり、Bは同令同条同項第2号に規定する被害世帯数である。
- 3 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって1世帯とする。

# 13 河川及び水防

## 13-1 各河川の水位標の位置、通報水位、警戒水位（法10条3）

河川名	量水標所在地			平水位	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	既往最高水位		零点高	堤防天端高		種別	適用
	観測所	旧町村	大字							最高水位	年月日		左岸	右岸		
桜川	岩瀬	岩瀬	岩瀬	-0.65	なし	なし	なし	なし	なし	7.46	昭 11.12.14	Y.P + 42.07	Y.P + 45.41	Y.P + 45.01	県	テレ メタ
〃	塙世橋	真壁	亀真壁 熊町	0.13	2.30	2.80	なし	なし	5.46	4.10	昭 13.6.29	Y.P + 27.19	Y.P + 32.75	Y.P + 31.31	〃	〃

[桜川消防署の通報水位：警戒水位]

(茨城県 地域防災計画 資料編)

## 14 文教施設

### 14-1 教育施設

#### (1) 学校施設

名 称	住 所	電話番号
桜川市立岩瀬小学校	桜川市鋤田 553 番地 5	0296-75-2059
桜川市立坂戸小学校	桜川市西飯岡 512 番地 4	0296-75-2103
桜川市立猿田小学校	桜川市猿田 413 番地 1	0296-76-1255
桜川市立南飯田小学校	桜川市南飯田 1 番地 1	0296-75-2048
桜川市立羽黒小学校	桜川市友部 201 番地	0296-75-2239
桜川市立雨引小学校	桜川市本木 1591 番地	0296-58-5019
桜川市立大国小学校	桜川市大国玉 597 番地	0296-58-5022
桜川市立谷貝小学校	桜川市真壁町下谷貝 1146 番地 1	0296-55-0671
桜川市立樺穂小学校	桜川市真壁町長岡 437 番地	0296-55-0279
桜川市立岩瀬東中学校	桜川市磯部 466 番地	0296-75-5119
桜川市立岩瀬西中学校	桜川市富岡 535 番地	0296-75-2104
桜川市立桃山学園	桜川市真壁町伊佐々 158 番地	0296-55-0157
桜川市立桜川中学校	桜川市真壁町亀熊 570 番地	0296-55-0667
桜川市立大和中学校	桜川市羽田 1008 番地	0296-58-5042

#### (2) 給食センター

名 称	住 所	電話番号
桜川市学校給食センター	桜川市羽田 1008 番地	0296-58-8310

#### (3) 認定こども園

名 称	住 所	電話番号
やまと認定こども園	桜川市大国玉 13 番地 1	0296-58-5096

#### (4) 幼稚園

名 称	住 所	電話番号
桜川市立まかべ幼稚園 (R2.3.31 閉園)	桜川市真壁町桜井 848 番地	0296-55-3555

## 14-2 学校別児童数

### (1) 各小学校別児童数

平成31年4月1日現在

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
岩瀬小学校	57	65	66	74	69	63	394
坂戸小学校	20	16	24	22	26	21	129
南飯田小学校	23	22	29	16	29	37	156
羽黒小学校	36	49	35	30	53	40	243
猿田小学校	6	1	5	10	1	7	30
雨引小学校	15	20	31	28	26	31	151
大国小学校	11	19	21	19	18	21	109
谷貝小学校	28	20	14	16	10	19	107
樺穂小学校	19	28	16	21	19	23	126
							1,445

### (2) 各中学校別児童数

平成31年4月1日現在

	1年	2年	3年	合計
岩瀬東中学校	71	57	80	208
岩瀬西中学校	93	81	92	266
大和中学校	49	54	57	160
桜川中学校	52	44	49	145
				779

### (3) 義務教育学校児童・生徒数

平成31年4月1日現在

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
桃山学園前期課程	75	69	64	86	79	80	453
桃山学園後期課程	92	78	106				276
							729

## 15 文化財

### 15-1 国指定重要文化財

	種 別	名 称	所 在 地	管理者又は所有者	指定年月日
岩 瀬	建造物	小山寺三重塔	富谷	小山寺	明 39. 4. 14
	名勝	桜川	磯部	桜川市	大 13. 12. 9
	史跡	新治廃寺跡(附上野原瓦窯跡)	上野原	桜川市・筑西市	昭 17. 7. 21
	天然記念物	桜川のサクラ	磯部	桜川市	49. 7. 16
	工芸品	綱代笈	西小墺	月山寺	32. 2. 19
大和	彫刻	木造観世音菩薩立像(附前立尊1軀)	本木	雨引山薬法寺	明 44. 8. 9
真壁	史跡	真壁城跡	山尾	桜川市	平 6. 10. 28

### 15-2 県指定文化財

	種 別	名 称	所 在 地	管理者又は所有者	指定年月日
岩	絵画	絹本著色曼荼羅	西小墺	月山寺	28. 7. 9
	書籍	法華経	〃	〃	〃
	工芸品	支那呉須皿	〃	〃	〃
	工芸品	角手洗	〃	〃	〃
	彫刻	木造薬師如来座像	〃	〃	〃
	工芸品	青銅製鈴	〃	〃	〃
	工芸品	厨子	〃	〃	32. 1. 25
	彫刻	木造菩薩像	〃	〃	〃
	彫刻	木造薬師如来像	〃	〃	〃
	絵画	絹本著色両部曼荼羅	〃	〃	32. 6. 26
	彫刻	木造 11 面観音菩薩座像	富谷	小山寺	33. 7. 23
	史跡	堀の内古窯群跡	大泉	上野武臣	35. 12. 21
	瀬	書籍	大般若波羅密多経	加茂部	鴨大神御子 神主玉神社
考古資料		孤塚古墳出土遺物 1 括	岩瀬	教育委員会	44. 12. 1
彫刻		木造毘沙門天像	富谷	小山寺	〃
彫刻		木造如意輪観世音菩薩像	坂本	坂本区	46. 10. 28
彫刻		木造狛犬	磯部	磯部祐親	〃
建造物		本堂・仁王門・鐘桜	富谷	小山寺	〃
彫刻		木造薬師如来座像	磯部	磯部祐親	〃
彫刻		木造狛犬	西小墺	二所神社	46. 12. 2
建造物		鴨鳥五所神社本殿	大泉	鴨鳥五所神社	平 5. 1. 25
建造物		月山寺書院	西小墺	月山寺	平 10. 1. 21
工芸品		木製のたらい	〃	〃	昭 28. 7. 9

	種 別	名 称	所 在 地	管理者又は所有者	指定年月日
大和	建造物	石造祥光寺多宝塔	本木	祥光寺	昭 35. 3. 28
	建造物	雨引観音本堂	〃	楽宝寺	昭 50. 3. 25
	建造物	雨引観音仁王門	〃	〃	昭 50. 3. 25
	建造物	雨引観音楽宝寺東照山王社殿	〃	〃	昭 51. 7. 5
	建造物	雨引観音楽宝寺多宝塔	〃	〃	〃
	絵画	絹本著色愛染明王画像	〃	〃	昭 34. 5. 22
	絵画	絹本著色弁財天画像	〃	〃	〃
	絵画	絹本著色十一面観音画像	〃	〃	〃
	彫刻	木造不動明王立像	〃	〃	昭 40. 2. 24
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	〃	祥光寺	昭 35. 3. 28
	彫刻	木造不動明王立像・毘沙門天立像	〃	〃	平 3. 1. 25
	工芸品	五鈷杵	〃	楽宝寺	昭 45. 9. 28
	書跡	大般若経	〃	〃	昭 42. 3. 30
	真壁	史跡	真壁氏累代墓地及び墓碑群	山尾	桜川市
建造物		三重塔	椎尾	茶王院	昭 30. 6. 25
建造物		鹿島神社本殿	上谷貝	朝倉有永	昭 34. 5. 22
建造物		八柱神社本殿	埴世	桜井 崇	昭 47. 12. 18
絵画		紙本著色伝真壁道無像	真壁	桜川市	平 11. 11. 25
彫刻		金銅薬師瑠璃光如来像	椎尾	茶王院	昭 30. 1. 25
彫刻		木造虚空蔵菩薩坐像	町田	山口地区	平 元. 1. 25
彫刻		木造菩薩立像	羽鳥	羽鳥地区	〃
彫刻		木造天部立像	白井	清浄院	平 4. 1. 24
彫刻		木造天部立像	〃	〃	〃
書跡		宋版一切経	東山田	最勝王寺	昭 33. 3. 12
古文書		真壁長岡古宇田文書	真壁	桜川市	平 11. 11. 25
天然記念物		椎尾山薬王院の樹叢	椎尾	茶王院	平 6. 1. 26

15-3 市指定文化財

	種 別	名 称	所 在 地	管理者又は所有者	指定年月日
岩 瀬	彫刻	日光月光菩薩像	磯部	磯辺区	45. 6. 29
	彫刻	一木造り像	〃	磯部祐親	〃
	天然記念物	糸桜	青柳	青柳区	44. 2. 8
	無形	ささら舞	間中	間中区	43. 4. 22
	彫刻	五大力像	池亀	中村純崇	53. 7. 5
	建造物	鴨大神御子神主玉神社本殿	加茂部	磯部祐親	55. 5. 12
	彫刻	木造中郡座像	友部	萩原武夫	〃
	彫刻	木造藤原鎌足公座像	〃	〃	〃
	建造物	鴨鳥五所神社本殿	大泉	上野貞瑞	55. 12. 10
	彫刻	薬師如来像 日光菩薩像 月光菩薩像 十二神将像 如来像	岩瀬	元岩瀬区	55. 12. 10
	建造物	妙法寺山門	本郷	妙法寺	2. 9. 17
	建造物	月山寺本堂・境内山王社本殿・中門	西小墻	月山寺	5. 6. 15
	彫刻	薬師如来像	友部	宮山善雄	昭 56. 10. 15
	彫刻	地藏菩薩立像	西小墻	西小墻一区	〃
	彫刻	木造地藏菩薩立像	本郷	妙法寺	平 元. 8. 30
	彫刻	木造四天王立像	〃	〃	〃
	彫刻	木造釈迦入涅槃像	富谷	小山寺	平 2. 9. 17
	彫刻	木造不動明王・降三世明王立像	坂本	坂本区	平 15. 11. 20
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	今泉	今泉区	〃
	彫刻	木造聖観音立像	犬田	法蔵院	〃
	彫刻	木造阿弥陀如来及び二脇侍立像	本郷	妙法寺	平 17. 9. 21
	彫刻	木造如来立像(寺伝薬師如来像)	富谷	小山寺	〃
	彫刻	木造男神(伝伝馬天神坐像) 木造女神坐像	岩瀬	大山岩男	〃
	工芸品	大拍子太鼓	友部	香取神社	平 12. 6. 20
	考古資料	要石	磯部	磯部稲村神社	昭 58. 8. 31
	考古資料	古代彩色壁画板石	東桜川	市教育委員会	昭 59. 10. 1
	考古資料	板碑	本郷	妙法寺	平 元. 8. 30
	考古資料	松田古墳群出土遺物一括	松田	市教育委員会	17. 9. 21
	史跡	御手洗	磯部	磯部稲村神社	昭 58. 8. 31
	史跡	花園古墳群 2号墳	友部	田山好一 岩本 茂	平 10. 9. 18
	史跡	篠ノ沢古墳	南飯田	鈴木雅晴	〃
	天然記念物	小山寺の大杉	富谷	小山寺	平 12. 6. 20

	種 別	名 称	所 在 地	管理者又は所有者	指定年月日
大 和	彫刻	后神社御神体	大国玉	木崎区長	昭 54. 11. 15
	建造物	雨引山黒門	本木	楽法寺	〃
	建造物	雨引山楽法寺鬼子母神堂	〃	〃	平 10. 10. 1
	無形	鍬の祭	大国玉	大国玉神社	昭 54. 11. 15
	無形	さやどまわり	〃	〃	〃
	天然記念物	宿椎	本木	楽法寺	57. 5. 4
	彫刻	木造出土釈迦立像	〃	祥光寺	61. 3. 20
	彫刻	東照大権現徳川家康公像	〃	楽法寺	平 2. 5. 25
	彫刻	木造親鸞聖人坐像	金敷	真像寺	2. 7. 20
	歴史資料	道標兼供養塔	大曾根	大曾根区長	3. 1. 23
彫刻	仁王尊像一对	本木	楽法寺	10. 3. 30	
真 壁	建造物	五所駒瀧神社本殿	山尾	桜井 崇	昭 53. 11. 22
	建造物	椎尾山薬王院本堂	椎尾	茶王院	55. 4. 16
	建造物	椎尾山薬王院仁王門	〃	〃	〃
	建造物	八柱神社拜殿	塙世	桜井 崇	61. 7. 3
	彫刻	唐金造渡来仏立像	山尾	遍照院	46. 7. 27
	彫刻	大日如来坐像・薬師如来立像	〃	山尾地区	48. 3. 24
	彫刻	仁王像(阿形・吽形)	羽鳥	羽鳥地区	48. 7. 13
	彫刻	木造因達羅大将立像	椎尾	茶王院	55. 4. 16
	彫刻	小金銅仏像	〃	〃	〃
	彫刻	木造薬師如来坐像	羽鳥	羽鳥地区	62. 10. 28
	歴史資料	陣羽織(桜任蔵愛用)	古城	四倉寂峰	54. 8. 18
	歴史資料	文机(桜任蔵愛用)	〃	〃	〃
	歴史資料	小川容斎肖像	中貫	小川喜才	〃
	考古資料	石刃(ブレード直刀)	東山田	鈴木克己	53. 11. 22
	考古資料	直刀 他付属品	真壁	桜川市	〃
	民俗資料	白井の人形芝居	白井	島田正他	〃
	民俗資料	算額	椎尾	茶王院	54. 8. 18
	史跡	山尾権現山廃寺	山尾	桜川市	57. 5. 7
	歴史資料	聖護院道興筆天神名号	東山田	山田政治	平 4. 9. 30
	歴史資料	真壁家資料一括	真壁	桜川市	7. 6. 20
	歴史資料	古宇田家資料一括	〃	〃	8. 10. 23
	天然記念物	密弘寺のケヤキ	〃	密弘寺	15. 2. 28
	天然記念物	塚本家のサイカチ	〃	塚本 清	〃
	天然記念物	田村神社のケヤキ	町田	田村神社	〃
	天然記念物	八柱神社のケヤキ	塙世	八柱神社	〃
	天然記念物	市塚家のタイサンボク	飯塚	市塚昌宏	〃
	彫刻	浅野長勲夫妻石像	東矢貝	親和会	平 26. 8. 21
古文書	中原家文書	真壁	桜川市	平 26. 8. 21	

## 16 消防団・消防車輛保有状況等

### 16-1 各消防団の担当地区

	消 防 団	担 当 地 区
岩瀬地区消防団	第1分団	東区1、2、3・東桜川
	第2分団	西区、鋤田、西桜川、常磐町
	第3分団	犬田
	第4分団	元岩瀬、大岡、富士見台、御領、明日香
	第5分団	富谷
	第6分団	長方南、長方北、中泉、下泉(新田)
	第7分団	本郷、堤上、西飯岡、下泉(本田)
	第8分団	大泉
	第9分団	久原、飯淵、富岡
	第10分団	今泉、木植、猿田、曾根
	第11分団	西小埜1、西小埜2、西小埜3
	第12分団	羽黒駅前、東友部、松田、加茂部1・2、高幡
	第13分団	西友部、稲荷橋、上城、谷中
	第14分団	小塩、大月、池亀、山口、福崎、坂本
	第15分団	亀岡、平沢、磯部、稲
	第16分団	門毛東、門毛西
	大和地区消防団	第17分団
第18分団		本木1区、本木2区
第19分団		大曾根、東飯田、西方
第20分団		阿部田、羽田
第21分団		宮、木崎、福泉、高森
第22分団		前原、中丸木、金敷
第23分団		中根、高久、鷺宿
真壁地区消防団	第24分団	青木
	第25分団	新宿、大和町、川原町
	第26分団	下宿、田(鍋屋)(金井)、伊佐々
	第27分団	高上町、仲町、亀熊
	第28分団	古城、上宿
	第29分団	山尾、田(山口)
	第30分団	飯塚、埜世、源法寺
	第31分団	東山田、羽鳥
	第32分団	下谷貝、細芝
	第33分団	原方、上小幡、下小幡
	第34分団	長岡、桜井、白井
	第35分団	北椎尾、南椎尾、酒寄
	第36分団	東矢貝、上谷貝、大塚新田

16-2 消防車輛保有状況

平成31年4月1日現在

消防水利	区分	公設	私設	計	消防水利	区分	消防団 現有
消火栓		842	2	844	水槽付ポンプ自動車		1
防火水槽 (20 m <sup>3</sup> ~40 m <sup>3</sup> 未満)		146	0	146	消防ポンプ自動車		35
防火水槽 (40 m <sup>3</sup> ~60 m <sup>3</sup> 未満)		292	59	351	小型動力ポンプ		3
防火水槽 (60 m <sup>3</sup> ~100 m <sup>3</sup> 未満)		8	0	8	救急車		
防火水槽 (100 m <sup>3</sup> 以上)		6	2	8	司令車		3
その他水利					広報車		
合計		1,294	63	1,357	査察者		
					連絡車		
					パトロール車		

## 17 臨時ヘリコプター発着場

	ランデブー ポイント番号	ランデブーポイント名称	住 所
1	I B 1 2 0 1	岩瀬高等学校	岩瀬1511
2	I B 1 2 0 2	岩瀬総合運動公園多目的広場（ラスカ）	岩瀬2685-14
3	I B 1 2 0 3	桃山中学校	真壁町伊佐々158
4	I B 1 2 0 4	柳沢農村公園	真壁町田944-1
5	I B 1 2 0 5	つくば真壁工業団地グラウンド	真壁町東矢貝
6	I B 1 2 0 6	大和中学校用地	羽田1000
7	I B 1 2 0 7	大和スポーツ公園	高久2131-134
8	I B 1 2 4 7	坂戸小学校	西飯岡512-4
9	I B 1 2 4 8	南飯田小学校	南飯田1-1
10	I B 1 2 4 9	羽黒小学校	友部202
11	I B 1 2 5 0	岩瀬小学校	鯨田553-5
12	I B 1 2 5 1	猿田小学校	猿田413-1
13	I B 1 2 5 2	岩瀬東中学校	磯部466
14	I B 1 2 5 3	岩瀬西中学校	富岡535
15	I B 1 2 5 4	岩瀬日本大学高等学校	友部1739
16	I B 1 2 5 5	樺穂小学校	真壁町長岡437
17	I B 1 2 5 6	真壁小学校	真壁町田25
18	I B 1 2 5 7	紫尾小学校	真壁町椎尾1687
19	I B 1 2 5 8	谷貝小学校	真壁町下谷貝1146-1
20	I B 1 2 5 9	桜川中学校	真壁町亀熊570
21	I B 1 2 6 0	真壁高等学校	真壁町飯塚210
22	I B 1 2 6 1	大国小学校	大国玉597
23	I B 1 2 6 2	雨引小学校	本木1591
24	I B 1 2 8 0	桜井農村公園	真壁町桜井1341
25	I B 1 2 8 1	真壁運動公園	真壁町源法寺43

# 様 式 等

## 1 災害発生即報

### 災 害 発 生 即 報

	日 時 分 受信	発信者		受信者	
1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分				
2 被害場所					
3 被害程度					
4 被害に対する措置					
5 その他必要事項					

「注」内容は簡単に要を得たものとする。



### 3 放送申込書

## 出 動 職 員 報 告 書

「NHK水戸放送局及び㈱茨城放送に対する放送要請手続き」

#### 1 放送の要請

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び㈱茨城放送に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

#### 2 要請の手続き

放送の要請は防災危機管理課長が次の放送申込書に必要事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話(日本放送協会水戸放送局 221 - 7101、㈱茨城放送 244 - 2121)又は口頭により行う。

放 送 申 込 書	
放送要請の理由	
放送事項	
その他必要な事項	
平成 年 月 日	
殿	
茨城県生活環境部防災危機管理課 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
(注)本申込書は正副の複写とし、防災危機管理課長氏名印は正のみとする。	

#### 4 現地調査書

### 現 地 調 査 書

調 査 日 時	月 日 時 分
調 査 班 名	
調 査 員 氏 名	

災 害 の 原 因	1. 地震振動 2. 液状化 3. 火災 4. 土砂崩れ 5. その他			
被 災 日 時	年 月 日 時 分 (頃)			
被 害 場 所	桜川市 丁目 番 号 (世帯主及び代表者氏名 )			
被 災 概 要				
被 害 の 内 容	建 築 物 被 害	1. 全壊 (焼) 2. 半壊 (焼) 3. 一部損壊 4. 流失 5. 床上浸水 ( cm) 6. 床下浸水		
	土 木 施 設 等 被 害			
	ラ イ フ ラ イ ン 施 設 等 被 害			
	そ の 他 被 害			
	人 的 被 害	1. 死亡 人 2. 重傷 人 3. 軽症 人 4. 行方不明者 人		
	死 傷 者 名	住 所	氏 名	年 齢
特 記 事 項				

\*必要に応じて資料添付のこと

## 5 災害概況即報

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 （覚知日時）	月 日 時 分 （ 月 日 時 分）		（鎮圧日時） 鎮 火 日 時		月 日 時 分 （ 月 日 時 分）	
火元の事態・ 用 途			事業所名 （代表者氏名）			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者（性別・年齢）		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重 傷	人			
		中等傷	人			
		軽 傷	人			
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼	棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半 焼	棟		建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
		部分焼	棟		林野焼損面積	a
		ぼ や	棟	計 棟		
り災世帯数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部（署）		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

（注）第一報については、原則として、覚地後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力災害
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )				
発生場所					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防知覚方法	気象状況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ( )	物質名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等		
			人 ( )		
			重傷		
			人 ( )		
			中等傷		
			人 ( )		
			軽傷		
			人 ( )		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚地後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）人	負傷者等	人（ 人）
	計 人	{ 重 傷 人（ 人） 中等傷 人（ 人） 軽 傷 人（ 人）	
	不明 人		
救 助 活 動 の 要 否			
救助護者数（見込）		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

		年 月 日 時 分
消防庁受信者氏名		都道府県
		市町村 (消防本部名)
災害名	(第 報)	報告者名

災害の概況	発生場所				発生日時		年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者		人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者		人	計		人	半壊	棟	床上浸水
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

〔被害状況速報〕

				区 分			被 害
被 害 者 第 報 報 告 番 号	災 害 名			田	流 失 ・ 埋 没	ha	
	報 ( 月 日 時現在)				冠 水	ha	
報 告 者 名				畑	流 失 ・ 埋 没	ha	
					冠 水	ha	
				文 教 施 設	箇 所		
				病 院	箇 所		
区 分				道 路	箇 所		
被 害				橋 り よ う	箇 所		
人 的 被 害	死 者	人		河 川	箇 所		
	行 方 不 明 者	人		港 湾	箇 所		
	負 傷 者	重 傷	人	砂 防	箇 所		
		軽 傷	人	清 掃 施 設	箇 所		
住 家 被 害	全 壊	棟		そ の 他	崖 く ず れ	箇 所	
		世 帯			鉄 道 不 通	箇 所	
		人			被 害 船 舶	隻	
	半 壊	棟			水 道	戸	
		世 帯			電 話	回 線	
		人			電 気	戸	
	一 部 破 損	棟			ガ ス	戸	
		世 帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世 帯			り 災 世 帯 数	世 帯	
		人			り 災 者 数	人	
床 下 浸 水	棟		火 災 発 生	建 物	件		
	世 帯			危 険 物	件		
	人			そ の 他	件		
非 住 家	公 共 建 物	棟					
	そ の 他	棟					

区 分		被 害	災害対策本部 等の設置状況	都道府県		
公 共 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村教	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円	適用市町村名 災害救助法	市 町 村		
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
計		団体				
被 害 総 額		千円	消 防 職 員 出 動 延 人 数		人	
			消 防 団 員 出 動 延 人 数		人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況					

※被害額は省略することができるものとする。

(1) 被害状況等の判定基準

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療の要する見込みのものとする。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかは問わない。	
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さな建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するには至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。	
	世帯	整形を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎棟を1世帯として取扱う。）	
	全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。	
非住家	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目は属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。	
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は、崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能となったものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、鉄道、河川、運河等の上に仮設された橋とする。	
	河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために、防護することを必要とする河岸とする。
		破提	堤防等の破提により水が提内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破提していないが、水が堤防等を乗り越えて破提へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破提や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
海岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸、又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設とする。		
港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。		
漁港	漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は漁港の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。		
そ の 他	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊により災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）により災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	

その他	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	災害により汚水排除が不可能となった戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。	

被害区分		判定基準
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	備考	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

## 6 公共土木施設被害等

### 公共土木施設被害等 下水道施設被害 公水道施設被害

調査項目	調査対象		被害内容	被害数量	被害金額 (推定)	工事種別	速報事項
	施設名	位置					
河川			ヶ所	m	円		
下水道							
道路							
橋梁							
水道							

## 7 教育施設被害状況

### 教育施設被害状況

月 日 時現在

調査事項	事項	数量	被害額推定	備考
小学校	全壊(焼)	棟	千円	
	流失			
	半壊(焼)			
	浸水			
	その他			
中学校	全壊(焼)	棟	千円	
	流失			
	半壊(焼)			
	浸水			
	その他			

## 8 市有財産被害報告

### 市 有 財 産 被 害

被害物件名	件数	被害額推定	備考
	件	円	

## 9 はん濫河川被害報告

### は ん 濫 河 川 被 害 報 告

調査項目	河川名	
	事項	
浸水区域	位置	
	図示番号	
	浸水の直接原因	
	浸水面積	流失
		埋没
計		

## 10 農業被害状況

### 農 業 被 害 状 況

月 日 時現在

区分	被害態様		流失	土石流入 埋 没	冠水	き裂陥没	風害のみ	その他	計
	農産物名								
田畑	(	面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		被害減収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		単 価	円	円	円	円	円	円	円
		被害見込額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	)	面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
		被害減収量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		単 価	円	円	円	円	円	円	円
		被害見込額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

## 11 農産物被害状況

### 農 産 物 被 害 状 況

区 分	単 位	被 害		備 考
		数 量	金 額	
稲			千円	
麦				
果 実				
野 菜				
そ の 他				

## 12 商工業被害状況

### 農 産 物 被 害 状 況

月 日 時現在

調査項目	単 位	数量	被害額推定		摘 要
			建物	金 額	
工 場	全壊（焼）	件	m <sup>2</sup>	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				
商 店	全壊（焼）	件	m <sup>2</sup>	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				
そ の 他	全壊（焼）	件	m <sup>2</sup>	千円	
	流 失				
	半壊（焼）				
	浸 水				
	そ の 他				

13 災害応急処理報告書

災害応急処理報告書

受付日時	年 月 日	午前 午後	時 分	受付者氏名
連絡者住所氏名	住所	氏名	電話	
被害場所	桜川市			
通報内容				
被害状況（必要に応じて略図を添付すること）				
被害戸数	戸（全壊	戸、一部損壊	戸、床上浸水	戸、床下浸水 戸）
応急処理内容				
処理日時	処理	開始日時 終了日時	年 月 日 年 月 日	午前・午後 午前・午後
班名	班	班員名		
今後の対策				



## 15 自衛隊災害派遣要請書

文 書 番号  
平成 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名 印

### 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

#### 記

#### 1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他( )
- (2) 災害発生の日時 平成 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

- 2 派遣を希望する機関 自 平成 年 月 日 時 分  
至 平成 年 月 日 時 分

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 件 市 町  
郡 村
- (2) 活動内容

#### 4 その他参考事項

- (1) 現場において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

## 16 災害派遣要請書

消 防 第 号  
平成 年 月 日

自衛隊 殿  
(陸上自衛隊第1施設団長経由)

茨城県知事 印

### 自衛隊の災害派遣について (要請)

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定により、下記のとおり自衛隊の派遣を要請します。

#### 記

#### 1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他 ( )
- (2) 災害発生の日時 平成 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

#### 2 派遣を希望する期間 自 平成 年 月 日 時 分 至 平成 年 月 日 時 分

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 市 町  
県 郡 村
- (2) 活動内容

#### 4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営(宿泊)地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

17 自衛隊災害派遣撤収要請書

文 書 番号

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

機関・職・氏名

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

平成 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害は件については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請の理由

2 撤収期日 平成 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

## 18 市町村への応援要請書

年 月 日

殿

桜川市長

印

### 災 害 応 援 要 請 書

下記の事由により、災害時応援相互協定に基づき要請します。

記

要 請 の 理 由	
要 請 の 内 容	
要 請 の 期 日	
そ の 他 必 要 事 項	
備 考	

## 19 消防応援要請書

年 月 日

殿

桜川市長

印

### 災害応援要請書

下記の事由により、消防応援相互協定に基づき要請します。

記

要 請 の 理 由	
要 請 の 内 容	
要 請 の 期 日	
そ の 他 必 要 事 項	
備 考	

20 避難所開設状況

避 難 所 開 設 状 況

発信者		受信者		月	日	時	分
避難場所名				電	話		
開 設 日 時				閉 鎖 日 時			
月 日 時 分				月 日 時 分			
担当者	所 属	職	氏 名	所 属	職	氏 名	
人							
( )							
避難 状 況	地 区 名	世 帯		人 数		備 考	
対 応	(食料・毛布その他必要物品等の状況)						

21 避難状況一覽

避難状況一覽  
作成者

避難場所名	電 話	責 任 者	開 設 日 時	避難状況 (地名・人数等)				
				時 分	時 分	時 分	時 分	時 分













## 29 義援金品受領書

	No.
	年 月 日
義 援 金 品 受 領 書	
殿	
	桜川市災害対策本部長
	⑩
1. 金 額	円
2. 品 物	数 量
年 月 日	に発生した 災害に対し、
上記の金品を確かに受領いたしました。	

30 避難所生活状況報告書

避難所生活状況報告書

発信者		受信者		月	日	時	分
避難場所名				電 話			
避難場所の状況	地区名	世 帯	人 数	備 考			
		(状況)					
	担当者 人						
連絡指示事項							

運輸日誌

月 / 日	曜日 / 天気	運転者名	通行区間(経路又はく先)	出庫時間 走行キロ	入庫時間 走行キロ	実走行キロ	連絡事項
/			市役所-	午前 午後 分 km 時 分 km	午前 午後 分 km 時 分 km	km	
/			市役所-	午前 午後 分 km 時 分 km	午前 午後 分 km 時 分 km	km	
/			市役所-	午前 午後 分 km 時 分 km	午前 午後 分 km 時 分 km	km	
/			市役所-	午前 午後 分 km 時 分 km	午前 午後 分 km 時 分 km	km	
/			市役所-	午前 午後 分 km 時 分 km	午前 午後 分 km 時 分 km	km	
/			市役所-	午前 午後 分 km 時 分 km	午前 午後 分 km 時 分 km	km	
/			市役所-	午前 午後 分 km 時 分 km	午前 午後 分 km 時 分 km	km	
/			市役所-	午前 午後 分 km 時 分 km	午前 午後 分 km 時 分 km	km	
/			市役所-	午前 午後 分 km 時 分 km	午前 午後 分 km 時 分 km	km	

32 緊急輸送車両確認申請書

緊急輸送車両確認申請書

年 月 日			
緊急輸送車両確認申請書 災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急輸送車両であることの確認を受けたいので以下のとおり申請します。			
番号標に表示されている番号			
輸送人員 又は品名			
申請者 (使用者)	住 所		
	氏 名	④	
輸送日時			
輸送経路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

### 33 緊急輸送車両標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

### 34 緊急通行車両確認証明書

第	号		年	月	日
緊急通行車両等事前届出書					
知事 ㊟ 公安委員会 ㊟					
番号標に表示されている番号					
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)					
使用者	住所	( ) 局 番			
	氏名				
通行日時					
通行経路		出 発 地	目 的 地		
備 考					

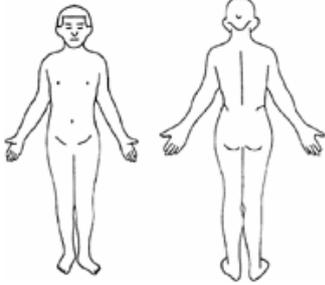
備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

### 35 トリアージ・タグ

(紐穴の直径は3mm)

(収容医療機関用)				○	1.8
(搬送機関用)					
No.	氏名(Name)	年齢(Age)	性別(Sex)		6.2
			男(M) 女(F)		
住所(Address)			電話(Phone)		
トリアージ実施月日・時刻			トリアージ実施者氏名		
月 日 AM 時 分 PM					
搬送機関名		収容医療機関名			
23.2					
トリアージ実施場所		トリアージ区分			
		0 I II III			
トリアージ実施機関			医師 救命救急士 その他		
病状・傷病名					
特記事項					
8.0					
<b>0</b>		(黒色)			1.8
<b>I</b>		(赤色)			1.8
<b>II</b>		(黄色)			1.8
<b>III</b>		(緑色)			1.8

(紐穴の直径は3mm)

○		1.8
特記事項		
		
8.0		
<b>0</b>		(黒色)
<b>I</b>		(赤色)
<b>II</b>		(黄色)
<b>III</b>		(緑色)

### 36 罹災証明書

様式第 1 号

#### 罹災証明書等交付申請書

平成 年 月 日	
桜川市長 様	
申請者 住所 桜川市	
氏名 印	
下記のとおり罹災したことを証明願います。	
罹災日	平成20年 4月 8日
罹災場所	桜川市 真壁町長岡370番地9
罹災物件	建物(長岡郵便局舎)
罹災原因	落雷 台風 洪水 崩土 浸水 その他(突風)
罹災程度	一部破損
証明書必要部	1 部
添付書類	写真及び位置図

罹災証明書

平成 年 月 日	
様	
罹災日	平成 年 月 日
罹災場所	桜川市 番地
罹災物件	
罹災原因	落雷 台風 洪水 崩土 浸水 その他( )
罹災程度	一部破損
上記のとおり相違ないことを証明する。	
平成 年 月 日	
桜川市長 印	

様式第 3 号

罹災届出証明書

平成 年 月 日	
様	
罹災日	平成 年 月 日
罹災場所	桜川市 番地
罹災物件	
罹災原因	落雷 台風 洪水 崩土 浸水 その他( )
罹災程度	
上記のとおり罹災の届出があつたことを証明する。	
年 月 日	
桜川市長 印	



